

資 料 編

資 料 目 次

1 条例・要綱等

資料 1－1	茂原市防災会議条例	資－1
資料 1－2	茂原市防災会議運営要綱	資－4
資料 1－3	茂原市災害対策本部条例	資－5
資料 1－4	茂原市災害対策本部運営規程	資－6
資料 1－5	茂原市防災行政無線局管理運用規程	資－11
資料 1－6	茂原市防災行政無線局（固定系）運用細目	資－15
資料 1－7	茂原市防災行政無線局（指令局・移動局）運用細目	資－18
資料 1－8	茂原市災害見舞金支給要綱	資－21
資料 1－9	県外からの避難者に提供する民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅 取扱実施要綱	資－26
資料 1－10	県外からの避難者に提供する民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅 手続要領	資－28
資料 1－11	茂原市水防協議会条例	資－30
資料 1－12	茂原市自主防災組織設置助成要綱	資－32

2 各種協定

資料 2	災害時における各種協定締結一覧表	資－34
------	------------------	------

3 情報伝達

資料 3－1	災害時連絡先一覧表	資－37
資料 3－2	防災気象情報をもとに取るべき行動と、相当する警戒レベルについて	資－38

4 避難・帰宅困難等

資料 4－1	指定緊急避難場所一覧表	資－39
資料 4－2	指定避難所一覧表	資－40
資料 4－3—1	福祉避難所指定一覧表	資－43
資料 4－3－2	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表	資－44
資料 4－4	応急仮設住宅建設候補用地一覧表	資－49
資料 4－5	災害時帰宅支援ステーション	資－50
資料 4－6	火葬場の所在地	資－50

5 消防

資料 5	消防組織及び車両配置の状況	資－51
------	---------------	------

6 物資・資材・施設

資料 6－1	飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所等一覧表	資－54
資料 6－2	防災備蓄倉庫及び水防倉庫一覧表	資－55

資料 6－3	水道等の補給水利の現況	資－57
資料 6－4	ヘリコプター臨時離発着場	資－58
資料 6－5	ヘリサイン整備施設一覧表	資－58

7 その他

資料 7－1	茂原市における過去の主な災害記録	資－59
資料 7－2	茂原市土砂災害警戒区域等	資－61
資料 7－3	県内の核燃料物質等使用事業所の現状	資－71
資料 7－4	危険物製造所等の設置状況	資－72
資料 7－5	排水ポンプ設置重点箇所	資－73
資料 7－6	被害認定基準	資－74
資料 7－7	激甚災害指定基準	資－76
資料 7－8	局地激甚災害指定基準	資－79
資料 7－9	総貯水量約5千トン以上の農業用ため池	資－81
資料 7－10	長生郡市広域災害対応計画（抜粋）	資－82
資料 7－11	災害救助法第13条に基づく事務の一部の委任に係る県・市町村の役割分担	資－101

8 様式

資料 8－1	配備体制別職員動員表（総括表）	資－106
資料 8－2	配備体制分掌事務	資－107
資料 8－3	夜間休日等の勤務時間外の動員指令の伝達方法	資－108
資料 8－4	参集記録簿	資－109
資料 8－5	災害時受信・対応記録票	資－110
<県報告>		
資料 8－6	千葉県危機管理情報共有要綱	資－112
資料 8－7	人的被害に関する状況	資－119
資料 8－8	住家等被害に関する状況	資－120
資料 8－9	交通規制（道路被害）状況	資－123
資料 8－10	その他の被害に関する状況	資－124
資料 8－11	避難指示等発令状況	資－125
資料 8－12	物資資源管理情報	資－126
資料 8－13	避難所等情報	資－128
資料 8－14	消防庁様式	資－130
<協力・応援要請>		
資料 8－15	市内の公共的団体等への協力依頼文書	資－135
資料 8－16	県への応援要請文書	資－136
資料 8－17	自衛隊への災害派遣要請関係文書	資－137
<避難所>		
資料 8－18	避難所記録簿（避難者カード）	資－139

資料 8—19	避難者名簿	資—141
資料 8—20	避難所物資受払い記録簿	資—142

<緊急車両>

資料 8—21	緊急通行車両等確認申出書	資—143
資料 8—22	(欠)	

<被災者>

資料 8—23	被災者台帳	資—144
資料 8—24	罹災証明願・罹災証明書	資—145
資料 8—25	被災証明願・被災証明書	資—147

【資料 1 - 1】

茂原市防災会議条例

昭和47年 5 月 1 日 茂原市条例第11号

改正

平成 2 年条例第 4 号

平成12年条例第 1 号

平成24年12月18日条例第23号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、茂原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 茂原市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 長生郡市広域市町村圏組合消防長及び消防団長並びに水道担当部長

- (7) 指定公共機関又は、指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認め任命する者

6 防災会議の委員の定数は、30人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県職員の職員、茂原市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年茂原市条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年茂原市条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月18日茂原市条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の第3条の規定により任命されている委員は、改正後の第3条の規定により任命されたものとみなし、当該委員の任期は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

【資料 1 - 2】

茂原市防災会議運営要綱

昭和61年4月3日茂原市告示第20号

茂原市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茂原市防災会議条例（昭和47年茂原市条例第11号。以下「条例」という。）

第6条の規定に基づき、茂原市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し議長となる。

2 会長は、委員の過半数以上の者から会議の開催の請求があつたときは、会議を招集しなければならない。

(専決による処理)

第3条 防災会議の権限に属する事項のうち、次の事項は会長において処理することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、災害応急対策に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めること。
- (4) 災害対策本部の設置についての意見に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか軽易に属すると認められる事項

2 前項の各号に掲げる事項を処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

【資料 1－3】

茂原市災害対策本部条例

昭和 47 年 5 月 1 日

茂原市条例第 16 号

改正

平成 24 年 10 月 1 日茂原市条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、茂原市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1 - 4】

茂原市災害対策本部運営規程

昭和49年 8 月10日 茂原市規程第 3 号

改正

昭和52年規程第 1 号

昭和61年訓令甲第 7 号

昭和63年訓令甲第 1 号

平成 6 年訓令甲第 1 号

平成 8 年訓令甲第10号

平成13年 1 月18日訓令甲第 1 号

平成15年 3 月20日訓令甲第 7 号

平成17年 3 月29日訓令甲第 3 号

平成19年 3 月30日訓令第 7 号

平成20年 3 月28日訓令甲第10号

平成20年 9 月30日訓令甲第19号

平成21年 3 月31日訓令甲第 9 号

平成22年 3 月31日訓令甲第 6 号

平成23年 3 月25日訓令甲第 6 号

平成26年 3 月14日訓令甲第 1 号

平成27年 3 月30日訓令甲第 6 号

平成29年12月18日訓令甲第12号

平成31年 3 月25日訓令甲第 4 号

令和元年 8 月30日訓令甲第 3 号

令和 4 年 6 月28日訓令甲第 7 号

茂原市災害対策本部運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茂原市災害対策本部条例（昭和47年茂原市条例第16号）第 4 条の規定に基づき、茂原市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定める程度のもの又は市長が認定した災害をいう。

（本部の設置及び廃止）

第3条 市長は、市の区域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要を認めたときは本部を設置する。

2 市長は、市の区域について災害が発生するおそれが解消したと認めたときは本部を廃止する。

（本部の設置基準）

第3条の2 前条第1項の規定により、本部を設置する場合の基準は、次の各号の一に該当し、かつ、市長がその必要を認めたときとする。

（1） 気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条の表に掲げる気象注意報、浸水注意報、その他の注意報若しくは警報又は同令第5条の表に掲げる特別警報が市域を含め発令されたとき。

（2） 市内に大規模な地震、火災、爆発又はこれに類する事故等が発生したとき。

（本部）

第4条 本部は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審議決定する。

（本部の構成）

第5条 本部は、次の者をもつて構成する。

（1） 本部長 1名

（2） 副本部長 1名

（3） 本部長付 5名以内

（4） 本部員 25名以内

（本部長、副本部長及び本部長付）

第6条 本部長は市長を、副本部長は副市長をもつて充て、本部長付は教育長及び理事をもつて充てる。

2 副本部長に事故あるときは本部長付のうちから本部長の指名した者をもつて充てる。

（本部員）

第7条 本部員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

（1） 茂原市行政組織条例（平成4年茂原市条例第8号）に定める部の長

- (2) 教育部長
- (3) 支所長
- (4) 総務課長
- (5) 秘書広報課長
- (6) 職員課長
- (7) 企画政策課長
- (8) 財政課長
- (9) 防災対策課長
- (10) その他本部長が必要と認めた者
(本部連絡員)

第8条 本部に本部連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

- 2 連絡員は各部長が指名する者をもつて充てる。
- 3 連絡員は、本部長の命を受けて各部相互間及び各部内の連絡調整及び各種の情報伝達事務を担当する。

(組織編成及び事務分掌)

第9条 本部に対策部及び支部並びに班を置き、その組織編成及び事務分掌は茂原市地域防災計画のとおりとする。

- 2 支部は、本納支所内に置き、所管区域は旧本納町地域とする。

(部長、支部長等)

第10条 前条の対策部に部長を、支部に支部長を、班に班長を置く。

- 2 対策部及び支部に副部長を、班に副班長を置くことができる。
- 3 対策部の部長及び副部長並びに支部長並びに班長は茂原市地域防災計画のとおりとする。
- 4 対策部、支部、班に属すべき部員は、当該対策部、支部、班に対応する通常の行政組織における機関に属する職員をもつて充てる。

(職員の配備)

第11条 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の本部の職員の配備は次の区分のとおりとし、それぞれの配備要領は別に定める。

第1 配備 第2 配備 第3 配備 第4 配備 第5 配備

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年茂原市規程第1号）

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年茂原市訓令甲第7号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年茂原市訓令甲第1号）

この訓令は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成6年茂原市訓令甲第1号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年茂原市訓令甲第10号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年茂原市訓令甲第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成15年茂原市訓令甲第7号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年茂原市訓令甲第3号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年茂原市訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年茂原市訓令甲第10号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年茂原市訓令甲第19号）

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年茂原市訓令甲第9号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年茂原市訓令甲第6号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年茂原市訓令甲第6号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年茂原市訓令甲第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年茂原市訓令甲第6号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月18日茂原市訓令甲第12号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月25日茂原市訓令甲第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月30日茂原市訓令甲第3号）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和4年6月28日茂原市訓令甲第7号）

この規定は、公布の日から施行する。

【資料 1－5】

茂原市防災行政無線局管理運用規程

昭和 59 年 1 月 23 日

茂原市訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、茂原市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する茂原市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 指令局 陸上移動局を通信の相手方として茂原市役所内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型及び携帯型の無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の配置)

第 3 条 無線局の配置は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げるとおりとする。

(無線系の総括管理者)

第 4 条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、総務部長の職にある者を充てる。

(管理責任者)

第 5 条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、防災対策課長の職にある者を充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、管理責任者の指名する者を充てる。

(管理者)

第7条 次の部署に管理者を置く。

(1) 固定系親局及び指令局の通信操作を行う部署

(2) 陸上移動局を配備した部署

2 管理者は、管理責任者の命を受け当該部署に設置した無線局又は施設等の管理、監督の業務を所掌する。

3 管理者は、当該部署の所属長をもつて充てる。

(無線従事者の配置養成等)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため毎年4月1日をもつて無線従事者名簿(別記第1号様式)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌(別記第2号様式)の記載を行う。

2 指令局に配置された無線従事者はその通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第11条 管理責任者は、関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

- 2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 無線業務日誌は、毎日通信取扱責任者及び管理者の査閲を受けるものとする。
- 4 通信取扱責任者は、無線従事者選改任届（別記第3号様式）を整理保管しておくものとする。

（無線局の運用）

第12条 無線局の運用方法については、別に定める。

（無線設備の保守点検）

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- （1） 毎日点検 無線従事者が行う。
 - （2） 月点検 管理者及び無線従事者が行う。
 - （3） 年点検 管理責任者が保守点検委託業務により行う。
- 2 保守点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

（通信訓練）

第14条 総括管理者は、非常災害に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- （1） 総合通信訓練 毎年1回以上
 - （2） 定期通信訓練 毎四半期ごと
- 2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報、通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

（研修）

第15条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して電波法等関係法令及び無線設備の取扱要領等の研修を行うものとする。

第16条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和59年3月1日から施行する。

附 則（昭和61年茂原市訓令甲第8号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年茂原市訓令甲第7号）

この訓令は、平成元年12月8日から施行する。

附 則（平成4年茂原市訓令甲第1号）

この訓令は、平成4年1月16日から施行する。

附 則（平成6年茂原市訓令甲第3号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成13年茂原市訓令甲第2号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年茂原市訓令甲第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年茂原市訓令甲第3号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年茂原市訓令甲第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年茂原市訓令甲第6号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日茂原市訓令甲第2号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月9日茂原市訓令甲第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日茂原市訓令甲第5号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日茂原市訓令甲第5号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日茂原市訓令甲第8号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月3日茂原市訓令甲第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

【資料 1－6】

茂原市防災行政無線局(固定系)運用細目

平成 17 年 3 月 31 日

茂原市訓令甲第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この細目は、茂原市防災行政無線局管理運用規程(昭和 59 年茂原市訓令第 1 号。以下「規程」という。)第 12 条の規定に基づき茂原市防災行政無線局(固定系)の運用を円滑に行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送の種類等)

第 2 条 放送の種類は、定時放送、通常放送及び緊急放送とする。

2 放送は緊急放送を除き、3 分以内に行なうように努めなければならない。

(定時放送)

第 3 条 定時放送は、音楽放送とし、毎日 8 時及び 17 時の 2 回とする。ただし、11 月から 1 月までの間は、毎日 8 時及び 16 時の 2 回とする。

(通常放送)

第 4 条 通常放送は、次の各号に掲げる事項について行う放送をいう。

- (1) 市行政の普及及び周知連絡に関すること。
- (2) 国、県その他公共機関からの周知連絡に関すること。
- (3) その他市民の福祉に関すること。

(緊急放送)

第 5 条 緊急放送は、次の各号に掲げる事項について行う放送をいう。

- (1) 地震、災害、台風等の非常事態に関すること。
- (2) 人命の救助その他特に緊急かつ重要な事項に関すること。

(放送従事者)

第 6 条 放送は、管理責任者が指名する無線従事者が行うものとする。

(放送の申込み等)

第 7 条 各課長は、所掌の事務で放送によって市民に周知する必要がある場合は、防災行政無線放送依頼書(別記様式)を管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- 2 管理責任者は、前項の依頼を受けたときは、第 4 条及び第 5 条の規定に該当するか可否を判断し、疑義のあるものについては、総括管理者と協議して決定するものとする。
- 3 管理責任者は、第 1 項の規定により依頼を受けたものについて放送をしないことを決定したときは、その旨を当該依頼者に通知するものとする。

(放送の制限)

第 8 条 管理責任者は、災害の発生その他特に必要があるときは、放送を制限することができる。

(放送の記録)

第 9 条 通信取扱責任者は、放送を行ったときは、規程第 9 条第 1 項に規定する無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(放送の方法)

第 10 条 放送の方法は、次に定めるところによる。

- (1) 一斉放送 茂原市全域に放送するもの
- (2) 地区放送 グループ毎の 10 地区に分割して放送するもの
- (3) 個別放送 各固定系子局に放送するもの

附 則

(施行期日)

- 1 この細目は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(茂原市防災行政無線運用細目(固定系)の廃止)
- 2 茂原市防災行政無線運用細目(固定系)(平成 2 年茂原市訓令甲第 1 号)は、廃止する。

附 則(平成 21 年茂原市訓令甲第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式

防災行政無線放送依賴書

整理 NO

課						依頼課係名										
課 長		係 長		係 員		課 係 担当者氏名										
														年	月	日
課長様																
課長印																
件名																
定時 放送希望日 緊急		年　　月　　日から 年　　月　　日まで						前 午　　　　　時の放送 後								
放送区域		1 市内全域				2 全域										
処理 (放送日)																
放送者																

【資料 1－7】

茂原市防災行政無線局（指令局・移動局）運用細目

平成 17 年 3 月 31 日

茂原市訓令甲第 9 号

（趣旨）

第 1 条 この細目は、茂原市防災行政無線局管理運用規程（昭和 59 年茂原市訓令第 1 号。以下「規程」という。）第 12 条の規定に基づき茂原市防災行政無線移動系の運用を円滑に行うことに關し、必要な事項を定めるものとする。

（通信の種類）

第 2 条 通信の種類は、平常通信及び災害通信とする。

（平常通信）

第 3 条 平常通信は、災害通信以外の通信で、次の各号に掲げる事項について行う通信をいう。

- （1） 行政事務連絡に關すること。
- （2） その他市民の福祉に關すること。

（災害通信）

第 4 条 災害通信は、次の各号に掲げる事項について行う通信をいう。

- （1） 地震、台風等の非常事態に關すること。
- （2） 人命の救助その他特に緊急重要な事項に關すること。

第 5 条 災害通信は、原則として防災主管課の無線従事者が管理責任者の指示の下に行うものとする。

2 管理責任者は、災害通信を行ったときは、速やかに総括管理者に報告するものとする。

（通信の原則）

第 6 条 通信を行うときは、その円滑な運用を図るため、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 必要のない通信を行わないこと。
- （2） 通信に使用する用語は、できる限り簡潔にすること。

（通信時間）

第 7 条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては執務時間内運用を原則とする。

（通信の制限）

第 8 条 管理責任者は、災害の発生その他特別の理由があるときは、通信を制限するこ

とができる。

（目的外使用の禁止）

第 9 条 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

（混信等の防止）

第 10 条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害する混信を与えないように運用しなければならない。

（放送の記録）

第 11 条 通信取扱責任者は、通信を行なったときは、規程第 9 条第 1 項に規定する無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

（通信の方法）

第 12 条 相手局の呼出しは、次に掲げる事項を順次送信して行なうものとする。

（1） 相手方の呼出し名称 3 回以下

（2） こちらは 1 回

（3） 自局の呼出し名称 3 回以下

2 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに次に掲げる事項を順次送信して応答するものとする。

（1） 相手方の呼出し名称 3 回以下

（2） こちらは 1 回

（3） 自局の呼出し名称 1 回以下

3 応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答の次に「どうぞ」を送信するものとし、相手局の用件を理解できたときは、「了解」を送信するものとする。

4 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える恐れがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。

（陸上移動局）

第 13 条 携帯して運用する陸上移動局の無線機器を使用するときは、当該無線機を管理している管理責任者の指示を受けてこれを使用するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この細目は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（茂原市防災行政無線運用細目（基地局・移動局）の廃止）

2 茂原市防災行政無線運用細目（基地局・移動局）（平成 2 年茂原市訓令甲第 2 号）は、廃止する。

附 則（平成 18 年茂原市訓令甲第 6 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

【資料 1－8】

茂原市災害見舞金支給要綱

昭和 63 年 9 月 1 日

茂原市訓令第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害による被災者に対し災害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火災等による被害をいう。
- (2) 被災者 災害により死亡し、若しくは負傷した者又は住家等に重大な被害を受け日常生活に支障をきたしている世帯主をいう。

2 前項第 2 号の被災者は、本市内に住所を有する者でなければならない。

(見舞金の支給)

第 3 条 市長は、被災者又はその遺族に対し見舞金を支給する。

2 見舞金の支給額は、別表のとおりとする。

(申請及び調査)

第 4 条 見舞金の支給を受けようとする者は、災害見舞金交付申請書(別記第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が被害の状況及び見舞金の支給を受けるべき者を確認できるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の適用を受ける場合、市長は被災世帯等被害状況調査書(別記第 2 号様式)を作成するものとする。

(決定及び支給)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請を審査し、又は調査により見舞金の支給を決定したときは速やかに支給するものとする。

(支給の制限)

第 6 条 市長は災害による被害が次の各号の一に該当するときは見舞金を支給しないことができる。

- (1) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けたとき。
- (2) 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年千葉県市町村総合事務組合条例第 1 号)の規定に基づく災害弔慰金の支給対象となつた者
- (3) 世帯員又は同居している者の故意又は重大な過失によるとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和63年9月1日から施行する。

附 則(平成元年茂原市訓令甲第5号)

この訓令は平成元年8月1日から施行する。

附 則(平成3年茂原市訓令甲第1号)

この訓令は、平成3年2月7日から施行し、平成2年12月11日から適用する。

附 則(平成4年茂原市訓令甲第2号)

この訓令は平成4年1月24日から施行する。

附 則(平成6年茂原市訓令甲第2号)

この訓令は平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成15年茂原市訓令甲第5号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年茂原市訓令甲第3号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年茂原市訓令甲第18号)

この訓令は、公示の日から施行し、改正後の茂原市災害見舞金支給要綱の規定は、平成25年10月16日から適用する。

別表(第3条)

被害の状況	見舞金額(単位円)
住家の全壊及び全焼(一般世帯)	50,000
住家の全壊及び全焼(単身世帯)	30,000
住家の半壊及び半焼(一般世帯)	30,000
住家の半壊及び半焼(単身世帯)	20,000
床上浸水(一般世帯)	30,000
床上浸水(単身世帯)	20,000
死亡(一人につき)	50,000
負傷(入院2週間以上と診断された者一人につき)	10,000

備考

- 1 住家 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- 2 全壊 住家が滅失したもので具体的には住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延面積の70パーセント以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50パーセント以上に達した程度のものをいう。
- 3 半壊 住家の損壊が甚だしいが補修すればもとどおりに使用できるもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20パーセント以上50パーセント未満のものをいう。
- 4 全焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70パーセント以上のもの又はこれ未満であつても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
- 5 半焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいう。
- 6 床上浸水 住家の床から上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものをいう。

年 月 日

(宛先)茂原市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

災 害 見 舞 金 交 付 申 請 書

次のとおり災害を受けたので、茂原市災害見舞金支給要綱第 4 条の規定により災害見舞金を交付くださるよう申請します。

世 帯 主 の 氏 名	
世 帯 員 の 状 況	
被 災 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後 時 分
被 災 場 所	
災 害 区 分	全壊・全焼(一般世帯) 全壊・全焼(単身世帯) 半壊・半焼(一般世帯) 半壊・半焼(単身世帯) 床上浸水 (一般世帯) 床上浸水 (単身世帯) 死亡 負傷
被 災 状 況 (原因、損害程度、死亡 者・傷害者の氏名・入院 先等)	

被災世帯等被害状況調査書

被災状況は次のとおりですので、茂原市災害見舞金支給要綱に基づき支給してよろしいか。

年 月 日

調査者 所 属
職氏名 印

住 所				
世 帯 主 の 氏 名				
世 帯 員 の 状 況				
被 災 日 時	年 月 日		午前 時 分	午後 時 分
被 災 場 所	茂原市			
災 害 区 分	全壊・全焼(一般世帯) 全壊・全焼(単身世帯) 半壊・半焼(一般世帯) 半壊・半焼(単身世帯) 床上浸水 (一般世帯) 床上浸水 (単身世帯) 死亡 負傷			
被 災 状 況 (原因、損害程度、死亡者・負傷者の氏名・入院先等)				
見 舞 金 額				
決 裁				

【資料 1－9】

県外からの避難者に提供する民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅 取扱実施要綱

平成 23 年 7 月 29 日

茂原市告示第 84 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、茂原市が、東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日(以下「震災日」という。))に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)に基づく応急仮設住宅として借り上げる民間賃貸住宅(以下「借上げ住宅」という。)を県外からの避難者に提供するために必要な事項を定めるものとする。

(市の役割)

第 2 条 市は、借上げ住宅の提供に関し、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上げ住宅の申込みに関すること。
- (2) 借上げ住宅の入居許可に関すること。
- (3) 借上げ住宅の所有者との契約に関すること。
- (4) 借上げ住宅の家賃等の支払いに関すること。
- (5) 借上げ住宅に係る仲介手数料の支払いに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、借上げ住宅の所有者、宅建業者、関係団体等との調整に関すること。

(入居世帯の要件)

第 3 条 借上げ住宅に入居できる世帯は、東日本大震災に際し、法が適用された県外の市町村(以下「適用市町村」という。)に居住していた者で震災日以後市内に避難をしてきたものの属する世帯のうち、同法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する応急仮設住宅の供与を受けることができるもの(福島県の適用市町村から震災日以後市内に避難をしてきた者の属する世帯にあつては、震災日に当該適用市町村に居住していた者の属する世帯)とする。

(対象となる賃貸住宅)

第 4 条 借上げ住宅の対象となる民間賃貸住宅は、市内に所在し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該賃貸住宅が、前条の規定に該当する世帯(以下「対象世帯」という。)に係る応急仮設住宅として使用されることについて、その貸主から同意を得ているものであること。
- (2) 当該賃貸住宅が、貸主と茂原市との間において賃貸借契約が締結された上で、対象世帯へ提供されるものであること。
- (3) 当該賃貸住宅に係る礼金又は更新手数料(これに準ずるものを含む。)を徴収するものでないこと。

- (4) 当該賃貸住宅の家賃が、1箇月当たり7万円(対象世帯が5名以上である場合にあっては、10万円)を超えないものであること。
- (5) 当該賃貸住宅に係る仲介業者に支払うべき手数料が、1箇月当たりの家賃に0.54を乗じて得た額以下であること。
- (6) 当該賃貸住宅の敷金が、その1箇月当たりの家賃と同額以下であり、かつ、その用途が、当該対象世帯が退去した場合における当該賃貸住宅の当該対象世帯の責に帰すべき事由による損傷又は汚損に係る修繕に要する費用に充てられるものであること。
- (7) 当該賃貸住宅にエアコン、コンロ、照明器具及び給湯器が設置されていること。
- (8) 共益費用が実費相当額であること。

(入居期間)

第5条 借上げ住宅に入居できる期間は、当該借上げ住宅に係る入居の許可の日から起算して2年を限度とする。ただし、被災地における復興状況等を踏まえ延長することができる。

(費用負担)

第6条 借上げ住宅に係る費用負担は、次の各号に掲げる費用に応じ、当該各号に定める者の負担とする。

- (1) 家賃、仲介手数料、敷金及び共益費 茂原市
- (2) 光熱水費、家財保険料、駐車場料、自治会費等前号の費用以外の費用 対象世帯

(入居等の手続)

第7条 借上げ住宅の入居の申込み、許可等の手続について必要な事項は、「県外からの避難者に提供する民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅手続要領」に定めるところによる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日茂原市告示第19号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第4条第5号の改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月20日茂原市告示第116号）

この告示は、公示の日から施行する。

【資料 1－10】

県外からの避難者に提供する民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅 手続要領

平成 23 年 7 月 29 日

茂原市告示第 85 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、県外からの避難者に提供する民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅取扱実施要綱(平成 23 年茂原市告示第 84 号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、応急仮設住宅として借り上げる民間賃貸住宅(以下「借上げ住宅」という。)の手続について必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込み)

第 2 条 入居を希望する世帯の代表者は、茂原市借上げ住宅入居申込書(別記第 1 号様式。以下「申込書」という。)に必要書類を添付して、市長に提出するものとする。

(入居の許可)

第 3 条 市長は、申込書の内容が要綱で定める要件に該当すると認めたときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結の上、当該対象世帯の借上げ住宅への入居を許可するものとする。

2 前項の賃貸借契約は、茂原市借上げ住宅賃貸借契約書(定期借家契約)(別記第 2 号様式。以下「契約書」という。)によるものとする。

3 第 1 項に規定する入居の許可は、茂原市借上げ住宅入居許可通知書(別記第 3 号様式)の交付によるものとする。

(善管注意義務等)

第 4 条 借上げ住宅に入居した世帯は、契約書に記載された善管注意義務、禁止又は制限される行為その他の遵守事項を遵守しなければならない。

(入居の許可の取消し)

第 5 条 市長は、契約書に定めるところによる契約の解除に伴い、入居の許可を取り消すことができる。また、次の各号に掲げる場合についても、同様とする。

- (1) 偽りその他不正な手段により入居の許可を受けた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、対象世帯でないことが明らかとなった場合
- (3) 借上げ住宅の使用に関する市の指導に従わなかった場合

(入居期間の延長等)

第 6 条 借上げ住宅に入居した世帯は、要綱第 5 条の規定の範囲内において入居期間の延長を申請しようとする場合は、入居期間満了日の 1 箇月前までに、茂原市借上げ住宅入居期間延長申請書(別記第 4 号様式)を市長に提出するものとする。

2 借上げ住宅に入居した世帯は、借上げ住宅を退去する場合は、退去の1箇月前までに、茂原市借上げ住宅退去届(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日茂原市告示第20号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月21日茂原市告示第16号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日茂原市告示第55号抄)

【資料 1－11】

茂原市水防協議会条例

昭和 62 年 3 月 27 日

茂原市条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 34 条第 5 項の規定により、茂原市水防協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び職務代理)

第 2 条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(その他の職務代理者)

第 3 条 関係行政機関の職員たる委員又は関係団体の代表たる委員に事故あるときは、あらかじめ会長の承認を得て当該委員が指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(任期)

第 4 条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第 5 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 47 年茂原市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

水防協議会委員	〃	6,000					
---------	---	-------	--	--	--	--	--

附 則(平成 18 年茂原市条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年茂原市条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1－12】

茂原市自主防災組織設置助成要綱

平成12年10月 5 日

茂原市告示第74号

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織の設置に対して助成をすることにより、自主防災組織の育成及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行うため、自治会等を単位として市民により自主的に組織された団体をいう。

(設置助成)

第3条 市長は、自主防災組織が設立されたときは、予算の範囲内において当該自主防災組織に対し、次のとおり助成を行なう。

助成内容	誘導旗、腕章、救助工具箱セットその他自主防災組織に必要な資機材を譲渡又は貸与する。
------	---

(申請手続き)

第4条 この要綱による設置助成を受けようとする者は、茂原市自主防災組織設置届出書兼助成申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(審査及び決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、茂原市自主防災組織設置助成決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

(管理義務)

第6条 前条の規定により譲渡又は貸与の決定を受けた自主防災組織は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理責任者を定め、譲渡又は貸与の決定を受けた物品を常に良好な状態で使用できるよう管理に努めること。
- (2) 譲渡又は貸与の決定を受けた物品は災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は防災訓練に使用する場合以外は使用しないこと。

(届出)

第7条 自主防災組織の代表者は、自主防災組織の名称及び役員を変更するとき、又は組織を解散するときは、市長に届け出なければならない。

(防災用資機材等の返還)

第8条 市長は、自主防災組織が解散をしたときは、貸与した資機材等の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日において、既に設立されている自主防災組織については、第3条に定める助成範囲において既に受けた助成との差額相当分の防災用資機材の譲渡又は貸与を受けることができる。

附 則（平成16年茂原市告示74号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日茂原市告示第98号）

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

この告示の施行日前に、この告示による改正前の茂原市自主防災組織設置助成要綱第4条の規定により申請があった自主防災組織は、改正後の茂原市自主防災組織設置助成要綱第4条に規定する届出及び申請があったものとみなす。

【資料２】 災害時における各種協定締結一覧表

整理 番号	区分	協定等の名称	相手方
1	相互応援	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内各市町村
2	〃	大規模災害時における相互応援に関する協定書	茨城県龍ヶ崎市
3	医療	災害時の医療活動に関する協定書	(社)茂原市長生郡医師会
4	〃	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	(社)茂原市長生郡歯科医師会
5	〃	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	長生郡市広域市町村圏組合公立長生病院 塩田記念病院、穴倉病院
6	応急対策	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定	茂原市建設業組合
7	〃	災害時における道路交通安全施設に係る応急対策業務に関する協定	(株)サンエイロテック、(株)富士精罐商事千葉営業所
8	〃	災害時における応急給水対策に関する協定書	長生郡市管工事協同組合
9	〃	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書	(社)千葉県建築士会長生支部
10	〃	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書	(公)千葉県建築士事務所協会
11	〃	災害時における物資の保管等に係る協力に関する協定	京葉ロジコ株式会社
12	〃	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定及び当該協定に基づく覚書	東京電力パワーグリッド(株)木更津支社
13	〃	災害時における遺体の収容等に関する支援協力協定書	SOUセレモニー(株)
14	物資	災害時における物資の供給に関する協定書	茂原卸商業団地協同組合
15	〃	災害時における物資の供給に関する協定書	生活協同組合ちばコープ
16	〃	災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書	(社)千葉県エルピーガス協会長夷支部
17	〃	災害用飲料水等の供給協力に関する協定書	コカ・コーライーストジャパン(株)
18	〃	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ
19	〃	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター
20	〃	災害時における救援物資の供給等の支援協力に関する協定	株式会社アベクラ
21	〃	災害用飲料水等の供給協力及び災害時における飲料水提供に関する協定	株式会社伊藤園
22	〃	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	三協フロンテア株式会社
23	〃	災害時における遺体保全剤の供給に関する協定	株式会社ビー・ハウス

整理 番号	区分	協定等の名称	相手方
24	物資等	災害時における物資の供給及び施設の提供に関する協定書	イオン(株)ジャスコ茂原店
25	〃	災害時における物資の供給等の協力に関する協定	長生農業協同組合
26	〃	災害時における防災活動協力に関する協定書	(株)三晃
27	〃	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブン-イレブン・ジャパン
28	〃	包括連携協定書及び安全安心に関する覚書	(株)カスミ
29	〃	包括連携協定	(株)千葉薬品
30	仮設トイレ	災害時における災害時用トイレ等の供給協力に関する協定	(株)アクティオ
31	燃料	災害時における燃料等の供給に関する協定書	千葉県石油商業組合茂原支部
32	電源	災害時における電動車両等の支援に関する協定	千葉三菱コルト自動車販売(株)、三菱自動車工業(株)
33	情報交換	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局
34	情報収集・伝達	包括連携協定及び災害発生時の協力に関する覚書	茂原郵便局及び茂原市内郵便局
35	〃	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)
36	〃	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株) 千葉支店
37	〃	災害時の情報収集における応援協定書	長生郡市緊急無線通信隊
38	〃	茂原市防災・防犯情報の配信に関する協定書	(株)フューチャーリンクネットワーク、(株)マックス
39	〃	ドローンによる災害応急対策活動(撮影)に関する基本協定	双葉電子工業(株)
40	〃	災害時における航空写真等の提供に関する基本協定	(株)パスコ千葉支店
41	〃	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン
42	消毒	災害時及び感染症発生時における消毒活動に関する協定書	茂原市造園緑化組合
43	支援協力	避難誘導標識の設置及び維持管理に関する協定書	NPO法人都市環境標識協会
44	〃	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会
45	〃	広告付避難場所等電柱看板に関する協定書	東電タウンプランニング(株)千葉総支社
46	〃	茂原市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定	社会福祉法人茂原市社会福祉協議会
47	〃	災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合長生支部
48	〃	災害時におけるバス輸送等の協力に関する協定	有限会社オートウィル
49	〃	災害時における施設の提供等協力に関する協定	(株)ハヤシ
50	〃	災害時における支援物資の受入及び配送に関する協定	佐川急便(株)

整理 番号	区分	協定等の名称	相手方
51	支援協力	災害時における帰宅困難者対応に関する協定	東日本旅客鉄道(株)千葉支社茂原駅
52	避難所	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	社会福祉法人:長生共楽園、豊裕会、 青翠会、健寿会、たむかい、 NPO法人:みらい工房、母里子ネット 医療法人:京友会、医療法人社団上総会
53	〃	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書	長生高校、茂原高校、茂原樟陽高校、 生涯大学校外留学園

【資料3-1】 災害時連絡先一覧表

令和5年4月現在

区分	防災機関等の名称	連絡責任者	番 号	
			災害時指定電話 (防災無線)	F A X (防災 F A X)
茂原市	市役所 防災対策課	防災対策課長	36-7580	20-1602
	(災害対策本部設置後)		23-2111	27-7222
	本納支所	支所長	34-2111	34-4113
千葉県	防災対策課	災害対策室長	043-223-2175 (500-7315)	043-222-1127 (500-7298)
	県土整備部河川環境課	防災対策室長	043-223-3156 (500-7337)	043-221-1950 (500-7412)
	健康福祉部福祉政策課	健康危機対策室長	043-223-2675 (500-7241)	043-222-9023 (500-7259)
	長生地域振興事務所	地域防災課長	22-1711 (507-721)	24-0459 (507-722)
	長生土木事務所	総務課長	24-4521 (507-731)	25-3343 (507-732)
	長生保健所(長生健康福祉センター)	総務企画課長	22-5167 (507-741)	24-3419 (507-742)
	茂原警察署	警備課長	22-0110	22-0110 (切替)
長生郡市 広域行政機関	消防本部	中央署長	24-0119	24-1725
	水道部	管理課長	23-9481	25-9465
	環境衛生課	環境衛生課長	23-4944	26-1113
	長生病院	総務課長	34-2121	34-4710
自衛隊	陸上自衛隊 下志津駐屯地	駐屯地当直指令	043-422-0221 (500-9631)	(500-9632)
防災関係機関等	関東農政局千葉県 拠点地方参事官室	総括農政推進官 (総括・管理)	043-224-5611 (656-721)	043-227-7135 (656-722)
	日本郵便(株)茂原郵便局	総務課長	22-2523	25-3109
	銚子地方気象台	防災管理官	0479-23-7705	0479-22-0074
	J R 茂原駅	駅長	050-2016-1600	
	東日本電信電話 (株)	千葉災害対策室長	043-211-8652	043-213-6065
	東京電力パワーグリッド(株)	コンタクトセンター	0120-995-007	
	大多喜ガス(株)	茂原事業所	23-5147	
	茂原市長生郡医師会	事務長	24-3285	24-3286
	小湊バス(株) 長南営業所	営業所長	46-3581	46-3580

【資料 3-2】防災気象情報をもとに取るべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
- 大雨特別警報 - 氾濫発生情報 - 主キクル（危険度分布） 「災害切迫」（黒）	地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5相当
- 土砂災害警戒情報 - 主キクル（危険度分布） 「危険」（紫） - 氾濫危険情報 - 高潮特別警報 - 高潮警報	地元の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても主キクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
- 大雨警報（土砂災害）※1 - 洪水警報 - 主キクル（危険度分布） 「警戒」（赤） - 氾濫警戒情報 - 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※2）	地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、主キクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル3相当
- 主キクル（危険度分布） 「注意」（黄） - 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
- 大雨注意報 - 洪水注意報 - 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの※2）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

※2 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

【資料４－１】 指定緊急避難場所一覧表

指定緊急避難場所

NO	地区	指定緊急避難場所名	所在	対象となる異常な現象の種類				
				洪水 内水氾濫	崖崩れ	地震	津波	大規模火事
1	茂原	総合市民センター	町保13-20	○	○	○	○	○
2		茂原小学校	茂原614	○	○	○	○	○
3		萩原小学校	萩原町1-17	○	○	○	○	○
4		東部小学校	東部台1-9-1	○	○	○	○	○
5		東部台文化会館	東部台1-7-15	○	○	○	○	○
6		茂原市市民体育館	高師2165	○	○	○	○	○
7		長生高等学校	高師286	○	○	○	○	○
8		茂原高等学校	高師1300	○	○	○	○	○
9		茂原公園	高師1325-1	○	○	○	○	○
10		萩原公園	上林173-9	○	○	○	○	○
11	東郷	東郷小学校	谷本142	○	○	○	○	○
12		東中学校	東郷301	○	○	○	○	○
13		千葉県生涯大学校外房学園	本小轡319-1	○	○	○	○	○
14		東郷福祉センター	谷本1887-1	○	○	○	○	○
15		富士見公園	東郷2078	○	○	○	○	○
16	鶴枝	鶴枝小学校	上永吉955	○	○	○	○	○
17		南中学校	上永吉1185-2	○	○	○	○	○
18		旧中の島幼稚園	下永吉1056-2	○	○	○	○	○
19		中の島公園	中の島町524	×	○	○	○	○
20		道目木ポンプ場	下永吉466-5	×	○	○	○	○
21	二宮	旧二宮小学校	国府関1415-1	○	○	○	○	○
22		富士見中学校	押日1468	○	○	○	○	○
23		二宮小学校	緑ヶ丘4-38	○	○	○	○	○
24		旧西陵中学校	緑ヶ丘1-53	○	○	○	○	○
25		長生の森公園	押日816-1	○	○	○	○	○
26	豊田	豊田小学校	長尾156	○	○	○	○	○
27		豊田福祉センター	長尾148	○	○	○	○	○
28	五郷	五郷小学校	綱島1185	○	○	○	○	○
29		五郷福祉センター	綱島656	○	○	○	○	○
30	本納	本納小学校・本納中学校	本納1623	○	○	○	○	○
31		本納公民館(ほのおか館)	本納1741-1	○	○	○	○	○
32	新治	旧新治小学校	下太田150	○	○	○	○	○
33	豊岡	豊岡小学校	弓渡255	○	○	○	○	○
34		豊岡福祉センター	栗生野2675-4	○	○	○	○	○

広域避難場所

施設名	所在地
長生の森公園（供用開始部分）	押日 8 1 6 - 1
富士見公園	東郷 2 0 7 8

【資料 4 - 2】 指定避難所一覧表

指定避難所

No.	地区	指定避難所名	所在	電話	収容可能 面積 (㎡)	対象収容地域	ペット 同行避難
1	茂原	総合市民センター	町保13-20	24-9511	1,256	町保東部、町保北、町保南、町保西、高師町、ロータリーパレス茂原、高師10	可※
2		茂原小学校	茂原614	23-5155	794	ライオンズマンション茂原第1、森川町、浜町、千代田町、千代田町第1、千代田町2丁目、榎町1.2、高師1.2.4、野巻戸、通町1、早野明光、八千代1西.2、早野みはる野台	可
3		萩原小学校	萩原町1-17	24-2161	697	上林南、上林住宅、萩原町、ダイアパレス茂原、高師11.12.14、高師国野	可
4		東部小学校	東部台1-9-1	23-5184	589	東町1.2.3、早野新田、木崎、木崎西部、東部台、六ツ野原曾根、大芝、笹塚、六ツ野友の会、東茂原、ライオンズマンション茂原第2	可
5		東部台文化会館	東部台1-7-15	23-8711	1104		可
6		茂原市市民体育館	高師2165	23-2811	3145	高師5.6.7.8、高師富士見、羽貫、上林中、上林北、上林緑、上林友の会、宮の前	可
7		長生高等学校	高師286	22-3378	1564	高師9.10.11、高師町	
8		茂原高等学校	高師1300	22-4505	1515	本町2.3、西町、南原、昌平町、鷺巣、鷺巣住宅、長谷、内長谷、長谷市営住宅、道表、中部	可
9	東郷	東郷小学校	谷本142	22-2834	572	千町南部、千町北部、谷本、小轡、七渡南部、七渡北部、六ツ野北高根飛地、七渡大北原、千町八間野、千町ニュータウン、七渡コスモス	可
10		東中学校	東郷301	24-2141	710	六ツ野西、六ツ野中央、六ツ野東、富士見東、富士見西、富士見北、三井化学社宅、六ツ野桜曾根	可
11		千葉県生涯大学校外房学園	本小轡319-1	25-8228	518	新小轡、東郷宮原、東郷八幡前、工業高校前、本小轡(B)、砂台、杉屋団地、東栄団地、本小轡	
12		東郷福祉センター	谷本1887-1	25-5882	429	御用地、中島、関端	
13	鶴枝	鶴枝小学校	上永吉955	22-2829	586	上永吉、上永吉冬田、鶴枝団地、上永吉県営住宅、下永吉北、下永吉南、下永吉中、猿袋、三ヶ谷、立木、台田、野牛	可
14		南中学校	上永吉1185-2	23-8825	857	下永吉北、下永吉南、下永吉中、猿袋、三ヶ谷、早野原、長清水、浅間下、早野向原、南町、下永吉団地、若葉、早野横須賀、早野住宅、早野神代、早野新道、早野神門前	可
15		旧中の島幼稚園	下永吉1056-2		172	中の島1.2.3.4.5.6.7.8、川田、道目木、柳坪、新柳坪1.2	

指定避難所

No.	地区	指定避難所名	所在	電話	収容可能面積 (㎡)	対象収容地域	ペット 同行避難
16	二宮	旧二宮小学校	国府関1415-1		581	国府関、庄吉、芦網、真名団地、真名、山崎、黒戸、山崎団地	可
17		富士見中学校	押日1468	23-7145	884	押日、押日二宮台、押日ランド、押日船着、内長谷向原、内長谷、小林、緑園台	可
18		二宮小学校	緑ヶ丘4-38	22-0789	661	緑ヶ丘、上茂原、箕輪、箕輪駒塚、上茂原団地、上茂原西団地、上茂原市営住宅	可
19		旧西陵中学校	緑ヶ丘1-53		682		可
20	豊田	豊田小学校	長尾156	22-3779	601	小林、腰当、長尾、つつじヶ丘、渋谷、大登、北塚、腰当団地、つつじ野団地、渋谷団地、川代、新茂原	可
21		豊田福祉センター	長尾148	26-1105	516		
22	五郷	五郷小学校	綱島1185	24-1161	564	八丁寺団地、八幡原東原、綱島、早野上馬町、川端若葉会、むつみ会、墨田、中善寺、八幡原、新八幡原、早野荒区、八幡原菊の会、石神、緑町	可
23		五郷福祉センター	綱島656	25-7880	556	綱島、六田台、藤が丘団地、早野団地、浅間下、早野西村、早野真先、早野向原、仲畑会、第2仲畑会、早野向宿、観音前住宅、観音前第2	
24	本納	本納小学校 本納中学校	本納1623	34-2031 34-2074	690	本町、仲町・内宿、御船町、廻田、滝ノ谷、榎神房、十五区、橘台、本納第六区、川戸、高田・下桂、北振・原代、萱場前・粥米、中谷・南谷、野際・北塚、西野、本納中道、下谷、法目西、法目南	可
25		本納公民館(ほのおか館)	本納1741-1	34-2349	513		
26	新治	旧新治小学校	下太田150		700	下太田、柴名、上太田、大沢、桂、吉井	可
27	豊岡	豊岡小学校	弓渡255	34-7757	478	弓渡、萱場、栗生野、御蔵芝、清水、南吉田、南吉田南谷、南吉田深田、千沢、本納川間、新千沢、清水新和、豊岡親友	可
28		豊岡福祉センター	栗生野2675-4	34-8321	363	栗生野、御蔵芝、清水、豊岡親友	

※収容可能面積は、各施設ごとに次表の部分を対象として算出

※総合市民センターのペット同行避難は、災害ボランティアセンターを開設するまでの間とし、それ以降は、他の受け入れ可能避難所への移動を図る。

施設名	対象部分
小中高等学校体育館	アリーナ及びその他の部分(その他の部分の使用は、施設管理者との協議によることとし、面積は外数)
旧中の島幼稚園	保育棟
総合市民センター	生活相談室、集会室、娯楽室、サンルーム、休憩室、会議室、研修室(2階)、健康増進室、遊戯室、講座室、研修室(3階)、和室、談話室、視聴覚室、大ホール、グループ活動室
東部台文化会館	第1会議室、和室(1階)、第2会議室、集会室、娯楽室、トレーニング室、音楽室、第3会議室、和室(3階)、研修室、相談室、体育センター(アリーナ)
市民体育館	大体育室、卓球場、剣道場、柔道場、トレーニング室
千葉県生涯大学校外房学園	福祉科教室、生活科教室、作法教養室、展示ホール・ロビー
東郷福祉センター	ボランティア室、集会室、遊戯室、図書室、軽運動室、娯楽室、研修室(第1・2)
豊田福祉センター	ボランティア室、研修室(第1・2)、相談室、娯楽室、図書室、軽運動室、遊戯室、集会室
五郷福祉センター	娯楽・談話室、相談室、会議室(1・2)、集会室(1・2階)、図書室、軽運動室、研修室、遊戯室
本納公民館(ほのおか館)	会議室(第1・2・3)、研修室(第1・2)、音楽室、多目的ホール
豊岡福祉センター	教養室、集会室A・B、生活相談室、健康相談室、談話室、相談室、会議室、研修室、娯楽室

※ 西小学校、中の島小学校、茂原中学校、早野中学校及び茂原樟陽高等学校につき、避難者が良好な避難生活を送るために必要で、かつ施設の安全が確認できる場合、施設管理者との協議により、避難所に指定する場合がある。

【資料４－３－１】 福祉避難所指定一覧表

NO	法人名	施設番号	施設名	所在地	電話番号	受入可能 人数	指定日
1	社会福祉法人長生共楽園	①	特別養護老人ホーム長生共楽園	茂原市下永吉2812	22－1888	20	2014/4/1
		②	養護老人ホーム長生共楽園	茂原市下永吉2812	24－2207	10	2014/4/1
		③	特別養護老人ホーム第二長生共楽園 ひめはる	茂原市下永吉2667－5	20－2288	20	2014/4/1
2	社会福祉法人豊裕会	④	特別養護老人ホーム実恵園	茂原市法目2672－1	34－5808	20	2014/4/1
3	社会福祉法人青翠会	⑤	特別養護老人ホーム光風荘	茂原市御蔵芝39－1	34－9100	20	2014/4/1
		⑥	ケアハウス茂原	茂原市御蔵芝39－1	34－9103	10	2014/4/1
4	社会福祉法人健寿会	⑦	特別養護老人ホーム長生苑	茂原市南吉田4061－1	30－9777	20	2014/4/1
5	社会福祉法人たむかい	⑧	特別養護老人ホームあんしん	茂原市三ヶ谷1368－1	27－5700	20	2014/4/1
6	医療法人京友会	⑨	介護老人保健施設つくも苑	茂原市六ツ野1841	25－5335	10	2014/4/1
7	医療法人社団上総会	⑩	介護老人保健施設ケアセンターかずさ	茂原市高師台3－3－3	27－4111	10	2014/4/1
8	NPO法人みらい工房	⑪	ぱれっと	茂原市七渡3402	36－2722	20	2020/8/25
9	特定非営利活動法人 母里子ネット	⑫	デイサポートセンター母里子第一	茂原市六ツ野3798－3	44－5872	10	2020/10/1
		⑬	デイサポートセンター母里子第二	長生村本郷6926－1	47－4239	10	2020/10/1

※ 受入可能人数は、協定締結時の施設側の見込数で、状況により変動することもあります。

【資料４－３－２】 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表
施設については引き続き見直しを行う。

1 浸水想定区域内

No.	区分	施設名	所在地	電話番号
1	学 校	茂原聖マリア幼稚園	高師980	22-4386
2		エンゼル幼稚園	八千代1-11-1	22-3210
3		ふたば幼稚園	茂原646	22-3964
4		もばら幼稚園	東郷842-2	24-1095
5		五郷小学校	綱島1185	24-1161
6		西小学校	茂原1229-1	22-3719
7		茂原小学校	茂原614	23-5155
8		萩原小学校	萩原町1-17	24-2161
9		中の島小学校	中の島町451	22-3910
10		東部小学校	東部台1-9-1	23-5184
11		豊岡小学校	弓渡255	34-7757
12		本納小学校	本納1623	23-2031
13		富士見中学校	押日1468	23-7145
14		早野中学校	早野206-1	25-0951
15		茂原中学校	高師427	22-2320
16		本納中学校	本納1623	34-2074
17		東中学校	東郷301	24-2141
18	社会福祉施設	二宮福祉センター	国府関1683-1	26-3740
19		グループホームはる	押日595-8	47-3633
20		れんげの里 茂原	押日1557-1	047-481-3211
21		グループホームもばら和光苑	鷺巣456-1	27-1113
22		セントケア茂原	鷺巣706-2	27-1051
23		リハビリ特化型デイサービス スターズライト	高師1695 102号室	38-7112
24		カレンズ	早野968-1	44-7255
25		時の村 早野館	早野1349	36-7581
26		介護老人保健施設ケアセンターかずさ	高師台3-3-3	27-4111
27		ふれあい広場ひびき	高師394-2	25-4175
28		朝日の森保育所	茂原1016	22-3126
29		豊田福祉センター	長尾148	26-1105
30		豊田保育所	長尾2103-1	22-5056
31		グループホームガーデンコート茂原	高師2144-11	27-3336
32		アミーゴ	小林2298-10	20-1630
33		百年健康倶楽部デイサービスセンター	小林2374-3	25-1191
34		里庵	八千代2-6-7	36-6352
35		さくら事業所	高師町3-8-6 太陽ビル1階	47-3603
36		デイサービスセンター咲くら	小林2487	27-5111
37		陽だまりの里	高師878	22-4188
38		リハビリ特化型デイサービス ラッコくらぶ茂原	高師町3-12-6 篠崎ビル1F	44-7111
39		デイサービスセンター しょうじゅの里茂原	高師193-1	27-1165

1 浸水想定区域内

No.	区分	施設名	所在地	電話番号
40	社会福祉施設	アンダンテ新茂原	小林2512-23	36-5307
41		100年ながいきホーム	茂原536-4	47-2848
42		デイサービスはなみづき	高師292-1	36-5550
43		高師保育園	高師864-1	22-2419
44		はるかぜ園	高師864-1	24-4463
45		デイサービスピーチハウス	八千代2-5-5	22-7505
46		グループホームあかね雲	茂原541-17	47-2002
47		グレイト茂原	大芝2-13-2	44-5150
48		長生ひなた	長尾2694-64	22-7859
49		ARUKU	長尾2695-6	47-4437
50		時の村 本館	八千代3-11-13	20-4667
51		時の村 みやび館	八千代1-3-11	23-3255
52		プラチナプレイス新茂原	長尾2694-64	44-7338
53		総合市民センター	町保13-20	24-9511
54		ワークショップ茂原	三ヶ谷1816-1	27-3030
55		長生地域生活支援センター	六ツ野2796-40	44-7797
56		ぶらり	六ツ野2796-12	44-6802
57		生活クラブ風の村びあふあくとり	本納2315	34-3210
58		レコードブック茂原駅前	高師585	44-7880
59		町保保育所	高師555-28	22-2544
60		でいさーびす ひだまり茂原	東郷1048-5	36-7622
61		デイサービスサードプレイス	下永吉555-3	36-2461
62		シャローム通所介護事業所	東郷975-6	25-2722
63		グループホームせせらぎ	本納2365-1	47-3427
64		GENKI NEXT茂原本納店	法目911-5	36-3650
65		デイサービスセンター悠もばら	大芝2-9-6	36-2091
66		わくわくセブン	茂原1526-2	44-5701
67		自立支援型デイサービス 今日まる。	北塚113	44-6760
68		住宅型有料老人ホーム東郷せせらぎ	東郷2306-3	20-5055
69		ソレイユ大芝	大芝3-6-1	47-3850
70		デイサービス清和の里	法目1303-1	47-3545
71		プラチナプレイスあおぞら	早野新田189-1	36-2861
72		東茂原保育園	東茂原13-21	23-6513
73		デイサービスセンターほほえみ	本小轡404-2	27-1117
74		デイサービス佼和下永吉亭	大芝165-3	47-4516
75		グッドケアホーム	東茂原12-28	24-2550
76		ちくりんの里	大芝117-5	20-4130
77		東郷保育所	谷本1795	22-2832
78		東郷福祉センター	谷本1887-1	25-5882

1 浸水想定区域内

No.	区分	施設名	所在地	電話番号
79	社会福祉施設	特別養護老人ホーム実恵園	法目2672-1	34-5808
80		デイサービスセンタープラス	千町933-1	27-3033
81		ほのか	千沢1062-4	34-7799
82		s o r a II	千沢736-37	36-3682
83		特別養護老人ホーム光風荘	御蔵芝39-1	34-9100
84		サンイースト早野	早野2957-3	47-2101
85		デイサービス レモンハウス	八千代1-9-9	36-5141
86		時の村 7号館	茂原1000-5	44-6003
87		ヤックスデイサービスセンター茂原小林	小林1633	36-6565
88		グループホーム 波乗研究所	新小轡824-27	070-4018-6546
89		なかよしセブン	茂原1570-2	44-7122
90		時の村23号館東部台	東部台1-8-12	36-2910
91		デイサービスセンターあかね雲	国府関1683-7	44-5920
92		なかよしセブンぷらす	町保11-39 Corpo町保101	44-7115
93		多機能型事業所ふれも・もばら	高師235-1	36-6603
94		千葉シーلزDXインターナショナル	茂原214-3	38-7609
95		家庭的保育 すくすく	萩原町1-106	080-5433-7350
96		たけのこ保育園 (山之内病院)	町保3	25-1131
97		医療法人社団東光会茂原中央病院 たんぼぼ保育園	下永吉796	24-1191
98		穴倉病院 託児室	高師687	27-5130
99		ヤクルト新茂原保育室	東郷927-7	22-8960
100		杉の子保育園	八千代2丁目6-1	44-4776
101		せんだん学童クラブ	茂原614	25-1400
102		東部学童クラブ	東部台1-9-1	36-5117
103		東部第2学童クラブ	東部台1-9-1	36-5117
104		東郷第1学童クラブ	谷本1887-1	25-5223
105		中の島第1・第2学童クラブ	中の島町451	25-6622
106		萩原学童クラブ	萩原町1-17	25-3865
107		豊田学童クラブ	長尾148	26-5176
108		本納学童クラブ	本納1623	080-3471-0428
109		学童保育たいよう	早野新田54	24-2417
110		ステラ	八千代1-5-2	36-6730
111		ケアホームせいしょう	茂原541-10	22-7373
112		オフィス・キズナ	千代田町1-7-14	22-5488
113		燈里	町保3-215	36-6089
114		輝里	高師町1-7-2	47-3871
115		ふる里学舎茂原	町保11-111	20-1710
116		はる・うらら棟	高師407-14	20-1630
117		ジョイズ棟	高師1-2	20-1630
118		レミー棟	小林1620-4	20-1630
119		直売所りんくあっぷ	長尾2587	44-6620
120		フェリース	六ツ野3113-7	27-7050
121		EMU	木崎1301	44-7899

1 浸水想定区域内

No.	区分	施設名	所在地	電話番号
122	社会福祉施設	ヒュッゲ	木崎1300-1	47-2600
123		民堵	谷本1129-4	36-2325
124		スマイル	本納1705-1	72-9605
125		パディ	法目1308-19	36-5105
126		パミリア	法目1308-20	47-4324
127		スペースぴあ壱番館	本納2316-2	34-3210
128		スペースぴあ貳番館	本納2315	34-3210
129		スペースぴあ麓番館	七渡1648-32	34-3210
130		スペースぴあ拾番館	本納1554-1	34-3210
131		BEAN KIDS	高師688ｽﾍﾞﾀ第1ﾎﾞﾙ1階	20-5040
132		akeuホーム	八千代1-18-11サンアイク不動産ビル2F	44-7356
133		チャオ棟	本小轡1117-26	20-1630
134		マーブル棟	小林3705-18	20-1630
135		グループホームとわ	六ツ野3321-9	080-5385-2544
136		アルカディア	早野新田16-10第2ﾏｯﾈｶﾞﾎﾞｲﾂ101	050-3204-0087
137		空色	東郷1020-3	44-7404
138		ウィーヴ	谷本1129-7	47-2600
139		ブルーム	町保10-39田中ﾎﾞﾙ2F	44-7117
140	医療施設	医療法人社団優仁会 鈴木神経科病院	高師82	22-2211
141		医療法人社団三愛会 君塚病院	高師2-8	25-1811
142		医療法人社団三恵会育生医院	八千代2-12-14	25-1251
143		作永産婦人科	高師町1-5-5	24-8822
144		医療法人社団貴志会 菅原病院	高師町2-2-1	25-1171
145		医療法人社団澄心会 茂原神経科病院	町保34	23-6222
146		社会医療法人社団正朋会 宍倉病院	高師687	24-2171
147		医療法人社団上総会 山之内病院	町保3	25-1131
148		医療法人社団東光会 茂原中央病院	下永吉796	24-1191

2 土砂災害警戒区域内

No.	区分	施設名	所在地	電話番号
1	学校	豊田小学校	長尾156	22-3779
2		鶴枝小学校	上永吉955	22-2829
3		南中学校	上永吉1185-2	23-8825
4	社会福祉施設	特別養護老人ホーム真名実恵園	真名675-2	27-3356
5		二宮保育所	国府関1536-1	22-4894
6		長生厚生園	立木477	24-2003
7		豊田福祉センター	長尾148	26-1105
8		長生の里通所介護センター	中善寺318	36-3008
9		豊田学童クラブ	長尾148	26-5176
10		つるえ学童クラブ	上永吉1013-1	22-0051
11	医療施設	公立長生病院	本納2777	34-2121

【資料４－４】 応急仮設住宅建設候補用地一覧表

候補地 番 号	候補地の名称 (通称)	所在地(地名地番)	土地所有者	仮設住宅建設可 能区域面積(㎡)	建設可能戸数 (戸)	戸数算出方法
1	茂原公園	茂原市高師 1325－1	市有地	2,800㎡	28戸	計算
2	市立鶴枝小学校	〃 上永吉955	市有地	2,000㎡	20戸	計算
3	市立南中学校	〃 上永吉1185	市有地	12,548㎡	114戸	配置図
4	富士見公園	〃 東郷 2078	市有地	11,870㎡	104戸	配置図
5	市立東郷小学校	〃 谷本 142	市有地	2,250㎡	22戸	計算
6	市立豊田小学校	〃 長尾 156	市有地	2,400㎡	24戸	計算
7	市立本納中学校	〃 本納 1623	市有地	2,400㎡	24戸	計算
8	市立豊岡小学校	〃 弓渡 255	市有地	2,500㎡	25戸	計算
9	市立二宮小学校	〃 緑ヶ丘 4－38	市有地	4,200㎡	42戸	計算
10	旧西陵中学校	〃 緑ヶ丘 1－53	市有地	3,750㎡	37戸	計算
合計			10箇所	46,718㎡	440戸	

【資料４－５】 災害時帰宅支援ステーション

1 災害時帰宅支援ステーション等の表示

千葉県を含む九都県市では、救助・救急活動が落ち着いた後に徒歩で帰宅する方を支援する取り組みとして、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等と帰宅支援協定を締結している。「災害時帰宅支援ステーション」は、徒歩帰宅者に対し、水道水やトイレの提供、地図等による道路情報、ラジオ等知りえた通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報提供を行なうこととなっている。

なお、本協定に賛同した店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と呼び、「災害時帰宅支援ステッカー」を店舗の入り口など、利用者の見やすい位置に掲示している。

○コンビニエンスストア、ファミリーレスト



○千葉県石油商業組合加盟ガソリンスタンド



2 市内の帰宅支援協定締結事業者

コンビニエンスストア

○ミニストップ ○ローソン ○セブン-イレブン

○ファミリーマート

ファミリーレストラン等

○デニーズ ○モスバーガー ○吉野家 ○カレーハウスC o C o 壱番屋

○はなの舞 ○味の民芸 ○ミスタードーナツ ○タリーズコーヒー

○カラオケまねきねこ ○オートバックス

ガソリンスタンド

○千葉県石油商業組合加盟業者

【資料４－６】 火葬場の所在地

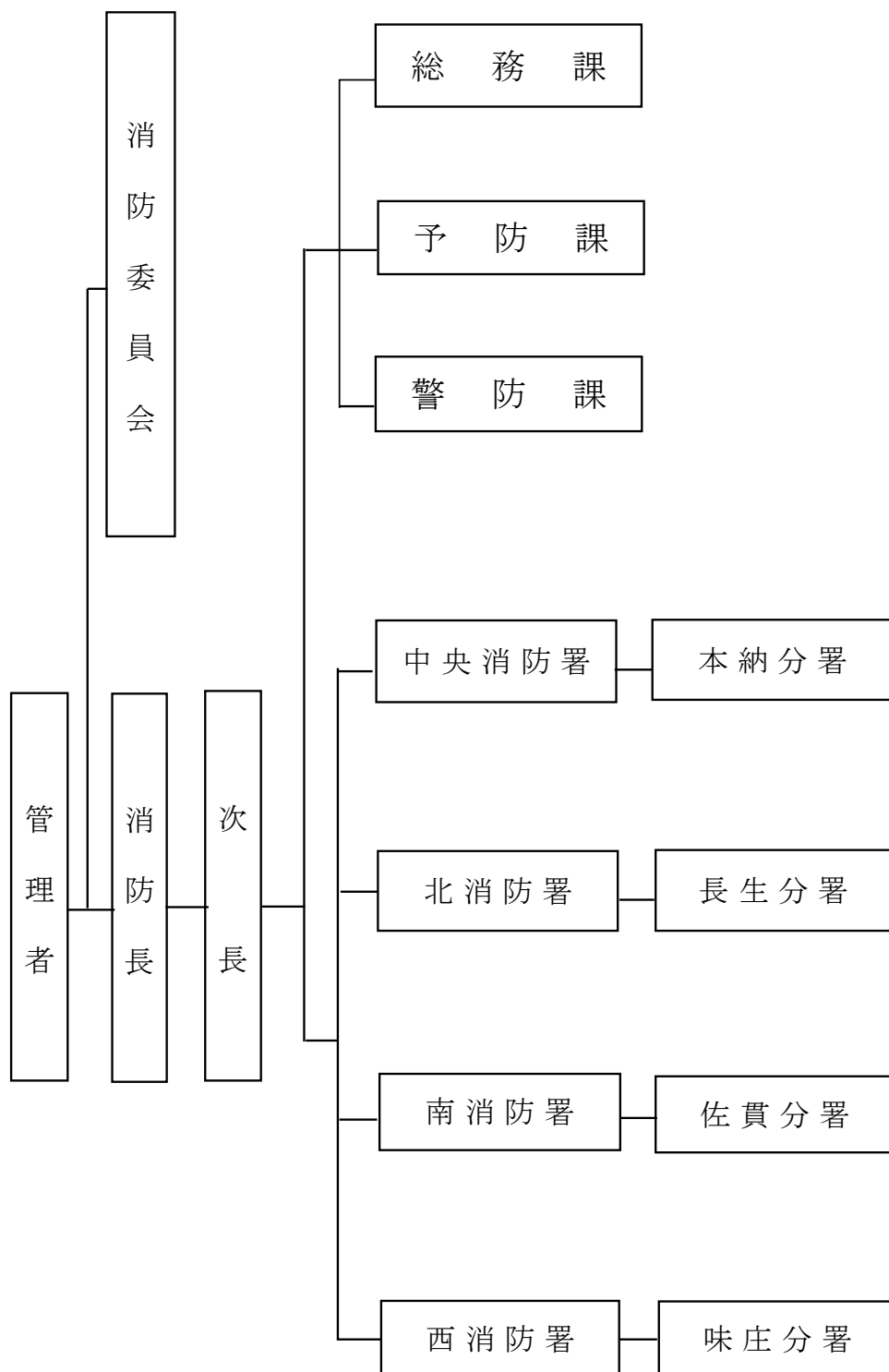
火葬場名称	所在地	連絡先	運 営
長南聖苑	長生郡長南町報恩寺 字柳谷579	電話：0475-46-3525 FAX：0475-46-3526	長生郡市広域市町村圏組合

備考)

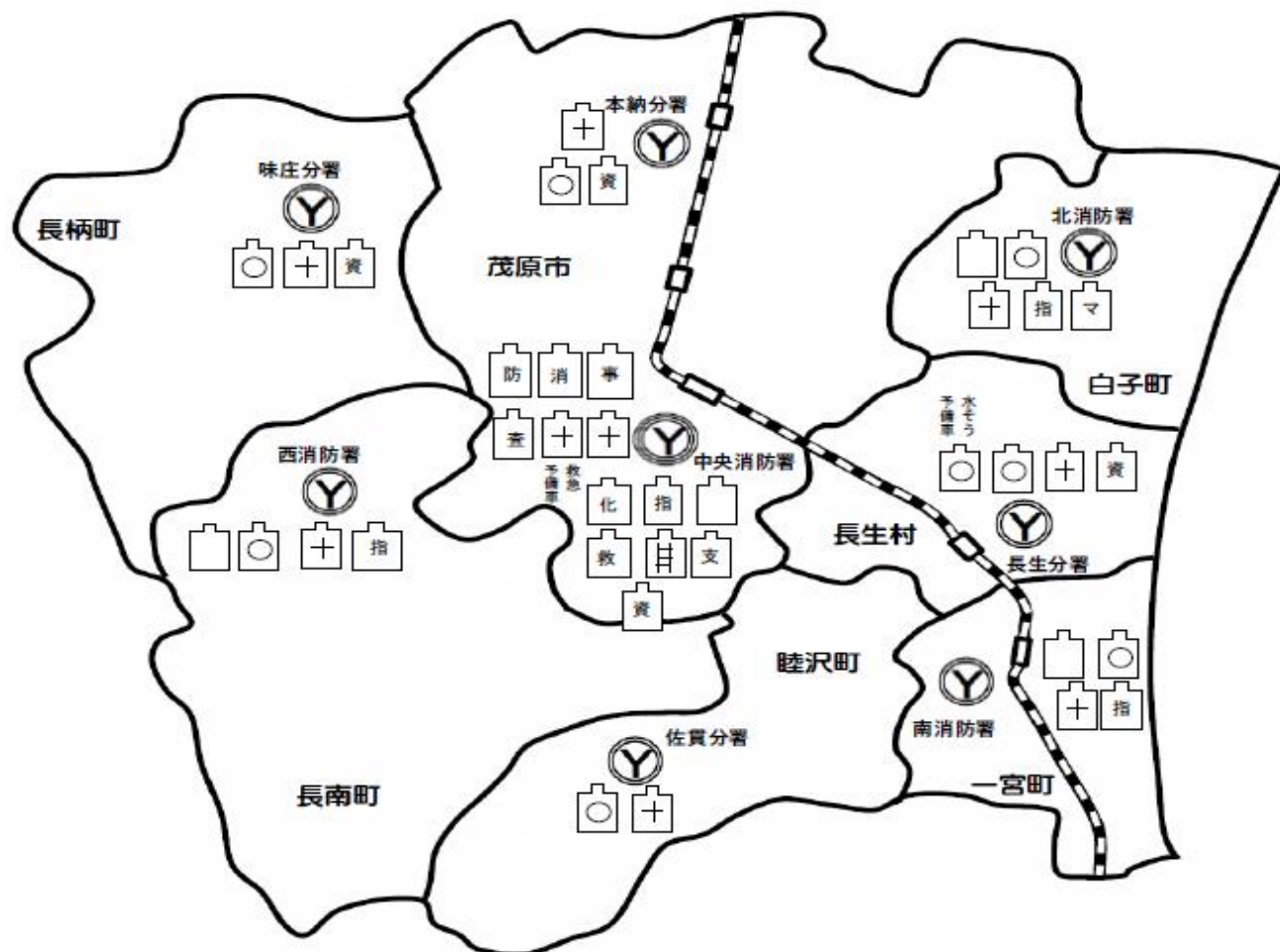
- ・火葬炉数：5基
- ・処理能力：10体/日

【資料5】 消防組織及び車両配置の状況

消 防 組 織 図



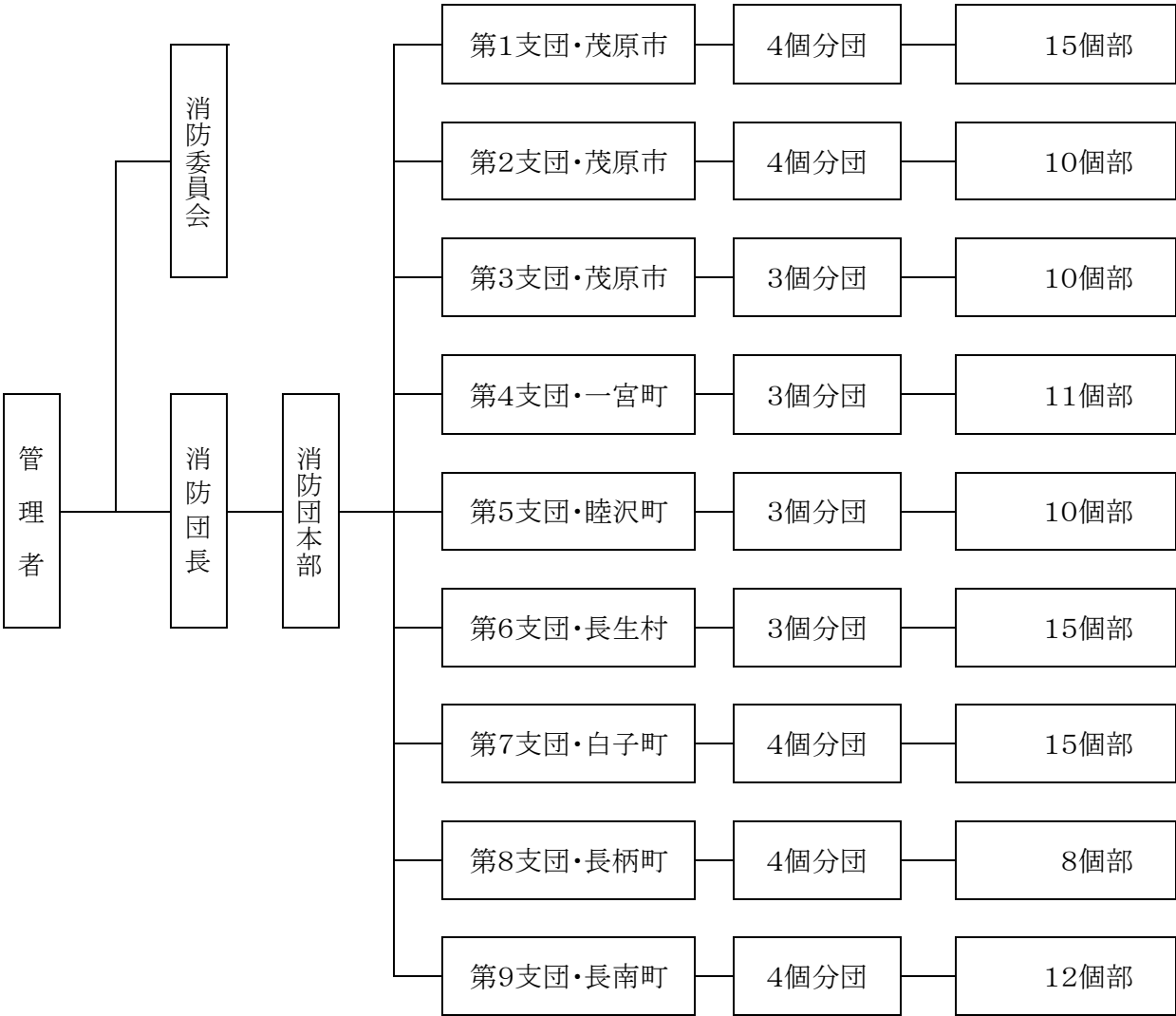
車両配置図



水そう ポンプ車	救急車	化学車	救助工作車	梯子車	指揮車	連絡車	マ クロバス	資 資機材搬送車

消 防 団 組 織 図

令和 5 年 4 月 1 日現在



階 級 職 別 消 防 団 員 数

階 級	団 長		副 団 長		団 本 部 長		団 副 本 部 長		支 団 長	副 支 団 長
定 員	1		2		1		1		9	9
実 員	1		2		1		1		9	9
階 級	支団 本部長	支団副 本部長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員		計	
定 員	9	9	3 2	3 2	1 0 6	2 1 2	1, 0 4 6		1, 4 6 9	
実 員	9	8	3 2	3 1	1 0 6	2 1 0	8 5 9		1, 2 7 8	

【資料６－１】 飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所等一覧表

１ 飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所一覧表

番号	設置場所	設置番地	容量	設置年月日
１	総合市民センター 駐車場	町保13	50t	平成元年3月
２	茂原小学校	茂原614	50t	平成2年3月
３	本納公民館（ほのおか館）	本納1741-1	50t	平成3年3月
４	春日野公園	高師3002	50t	平成4年3月
５	緑ヶ丘コミュニティセンター	緑ヶ丘1-41-1	50t	平成5年3月
６	五郷福祉センター	綱島656	50t	平成6年3月
７	茂原市役所 公用車駐車場	道表1	100t	平成8年3月
８	鶴枝公民館 駐車場	上永吉883-5	60t	平成10年3月
９	東中学校 体育館横	東郷301	60t	平成10年4月
10	豊岡小学校	弓渡255	60t	平成11年3月
11	旧新治小学校	下太田150	60t	平成12年3月

２ くみあげ用手押しポンプ保管場所一覧表

番号	設 置 場 所	保 管 場 所
１	総合市民センター	総合市民センター内防災備蓄倉庫
２	茂原小学校	茂原小学校内防災備蓄倉庫
３	本納公民館（ほのおか館）	本納公民館（ほのおか館）
４	春日野公園	市民体育館内防災備蓄倉庫
５	緑ヶ丘コミュニティセンター	緑ヶ丘コミュニティセンター
６	五郷福祉センター	五郷福祉センター内防災備蓄倉庫
７	茂原市役所	茂原市役所水防倉庫
８	鶴枝公民館	鶴枝小学校防災備蓄倉庫
９	東中学校	東中学校防災備蓄倉庫
10	豊岡小学校	豊岡小学校防災備蓄倉庫
11	旧新治小学校	旧新治小学校内防災備蓄倉庫

【資料６－２】 防災備蓄倉庫及び水防倉庫一覧表

表1 防災備蓄倉庫

令和５年５月１日現在

番号	名称	所在地		設置面積	設置年度
1	中央公民館	茂原101	中央公民館敷地内	14.4㎡	昭和63年
2	総合市民センター	町保13-20	総合市民センター敷地内	14.4㎡	昭和63年
3				9.6㎡	令和2年
4	旧中の島幼稚園	下永吉1056	旧中の島幼稚園敷地内	14.4㎡	平成2年
5				9.6㎡	令和3年
6	五郷小学校	綱島1185	五郷小学校敷地内	14.4㎡	平成3年
7				9.6㎡	令和3年
8	二宮小学校	緑ヶ丘4-38	二宮小学校敷地内	14.4㎡	平成4年
9				9.6㎡	令和3年
10	旧新治小学校	下太田150	旧新治小学校敷地内	14.4㎡	平成5年
11				9.6㎡	令和2年
12	市役所	道表1	市役所地下1階防災倉庫	60.3㎡	平成8年
13	中の島公園	中の島町33-5	中の島公園敷地内	15.84㎡	平成8年
14	道目木ポンプ場	下永吉466-5	道目木ポンプ場敷地内	15.84㎡	平成8年
15	豊岡小学校	弓渡255	豊岡小学校敷地内	15.84㎡	平成8年
16				9.6㎡	令和3年
17	茂原小学校	茂原614	茂原小学校敷地内	14.4㎡	平成9年
18				9.6㎡	令和3年
19	鶴枝小学校	上永吉955	鶴枝小学校敷地内	14.4㎡	平成9年
20				9.6㎡	令和3年
21	本納小学校・本納中学校	本納1623	本納小学校・本納中学校敷地内	14.4㎡	平成10年
22				9.6㎡	令和3年
23	東中学校	東郷301	東中学校敷地内	14.4㎡	平成10年
24				9.6㎡	令和3年
25	豊田小学校	長尾156	豊田小学校敷地内	14.4㎡	平成10年
26				9.6㎡	令和3年
27	西小学校	茂原62-2	西小学校敷地内	14.4㎡	平成12年
28	東部小学校	東部台1-9-1	東部小学校敷地内	14.4㎡	平成12年
29				9.6㎡	令和3年
30	永吉自治会館	下永吉2506	永吉自治会館敷地内	14.4㎡	平成12年
31	早野中学校	早野206-1	早野中学校敷地内	14.4㎡	平成13年
32	萩原小学校	萩原町1-17	萩原小学校敷地内	14.4㎡	平成13年
33				9.6㎡	令和3年
34	旧二宮小学校	国府関1415	旧二宮小学校敷地内	14.4㎡	平成13年
35				9.6㎡	令和3年
36	茂原中学校	高師427	茂原中学校敷地内	14.4㎡	平成14年
37	官十目中学校	堀口1468	官十目中学校敷地内	14.4㎡	平成14年

38	田上元丁子区	3741400	田上元丁子区敷地内	9.6m ²	令和3年
番号	名称	所在地		設置面積	設置年度
39	東郷小学校	谷本142	東郷小学校敷地内	14.4m ²	平成14年
40				9.6m ²	令和3年
41	豊岡福祉センター	栗生野2675-4	豊岡福祉センター敷地内	9.6m ²	平成15年
42				9.6m ²	令和2年
43	五郷福祉センター	綱島656	五郷福祉センター敷地内	9.6m ²	平成16年
44				9.6m ²	令和2年
45	本納公民館(ほのおか館)	本納1741-1	本納公民館内	12.96m ²	平成30年(移設)
46		本納1600	本納公民館第2駐車場内	9.6m ²	令和2年
47	千葉県生涯大学校	本小轡319-1	千葉県生涯大学校敷地	14.4m ²	平成22年(移設)
48				8.04m ²	令和2年
49	茂原高校	高師1300	茂原高校敷地内	9.6m ²	平成22年
50				9.6m ²	令和3年
51	長生高校	高師286	長生高校内敷地内	9.6m ²	平成22年
52				9.6m ²	令和3年
53	豊田福祉センター	長尾148	豊田福祉センター敷地内	9.6m ²	平成24年
54				9.6m ²	令和2年
55	東郷福祉センター	谷本1887-1	東郷福祉センター敷地内	9.6m ²	平成24年
56				9.6m ²	令和2年
57	旧西陵中学校	緑ヶ丘1-53	旧西陵中学校敷地内	9.6m ²	平成25年
58				9.6m ²	令和2年
59	南中学校	上永吉1185-2	南中学校敷地内	9.6m ²	平成26年
60				9.6m ²	令和2年
61	東部台文化会館	東部台1-7-15	東部台文化会館敷地内	9.6m ²	平成27年
62				9.6m ²	令和2年
63	茂原樟陽高校	上林283	茂原樟陽高校敷地内	9.6m ²	平成27年
64	市民体育館	高師2165	市民体育館敷地内	14.4m ²	令和2年
65				9.6m ²	令和2年

表2 水防倉庫

名 称	所 在 地		設置面積	設置年度
茂原市水防倉庫	道表1	茂原市役所敷地内 公用車駐車場北東側	32.4m ²	平成8年

【資料 6－3】 水道等の補給水利の現況

補給場名	所在地	有効容量 (m^3)	現有施設能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	水源種別
山之郷浄水場	長柄町山之郷260－2	4,150	6,166	地下水
皿木浄水場	長柄町皿木176	13,000	8,444	地下水
長南浄水場	長南町岩撫1	1,590	2,890	地下水
真名配水場	茂原市真名1720	14,000	50,600	浄水受水
大沢配水場	茂原市大沢1225	10,000	40,310	浄水受水
坂本配水場	長南町坂本1230－4	5,000	—	浄水受水

【資料６－４】 ヘリコプター臨時離発着場

No	名 称	所在地			施設管理者	広さ 巾×長さ(m)
		住 所	座 標	UTM座標		
1	富士見公園	東郷2078番地	北緯：35° 25′ 58″ 東経：140° 18′ 36″	374 213	茂原市	40×116
2	旧西陵中学校	緑ヶ丘1丁目 53番地	北緯：35° 43′ 94″ 東経：140° 26′ 15″	330 220	市教育委員会	80×120

【資料６－５】 ヘリサイン整備施設一覧表

No	名 称	所在地	表示名称	整備年度
1	長生地域振興事務所	茂原1102番地1	県長生合庁	H18
2	長生高校	高師286番地	長生高	H18
3	東部小学校	東部台1丁目9番地1	東部小	H23
4	豊田小学校	長尾156番地	豊田小	H23
5	豊岡小学校	弓渡255番地	豊岡小	H23
6	萩原小学校	萩原町1丁目17番地	萩原小	H25
7	西小学校	茂原1229番地1	西小	H25
8	鶴枝小学校	上永吉955番地	鶴枝小	H25
9	旧二宮小学校	国府関1415番地1	二宮小	H25
10	中の島小学校	中の島町451番地	中の島小	H25
11	茂原小学校	茂原614番地	茂原小	H26
12	旧本納小学校	本納1987番地	本納小	H26
13	本納小学校・本納中学校	本納1623番地	本納中	H26
14	南中学校	上永吉1185番地2	南中	H26
15	五郷小学校	綱島1185番地	五郷小	H27

【資料７－１】 茂原市における過去の主な災害記録

茂原市における過去の主な災害記録

年月日	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	家屋被害 (棟)	非住家被害 (棟)	崖崩れ (箇所)	人的被害 (人)	被害総額 (千円)	台風等名称
S45 7. 1	214	247	3	4				集中豪雨
S46 9. 6～7	129	336	13					台風25号
S54 10. 7		22					700	台風18号
10. 19		1	5	18			85,072	台風20号
S55 8. 3		13			1			集中豪雨
9. 8		15						集中豪雨
S57 9. 11～12		18	2	2	6		57,008	台風18号
9. 23～25		9	1		8		8,000	台風19号
S58 6. 10		5					302,981	雷雨及び雹
10. 11		15						台風13号
S60 6. 30～7. 1		30	8	14			379,694	台風6号
S61 3. 22～23		2					137,000	大雨
8. 4～5	34	140					442,453	台風10号
S62 12. 17			11,700		33	死者 1 重傷 1 軽傷14	4,330,280	千葉県東方沖地震 (本市震度5・M6. 7)
S63 9. 27～28		10	2		9		72,743	大雨
H元 7. 31～8. 2	730	1641	2	4	40		7,333,390	大雨
H 2 9. 30～10. 1	7	34			12		744,881	台風20号
11. 4		71			8		73,293	大雨
12. 11			1,747	21		死者 1 重傷 6 軽傷67	3,717,680	竜巻
H 3 9. 8～9	2	49					56,481	台風15号
10. 11～13		17	1		23		621,095	台風21号
H 7 9. 17	4	34	1	3	5		61,452	台風12号
H 8 7. 8～10	20	72			13		176,337	台風5号
9. 21～22	776	1361	24		29		21,067,880	台風17号
H10 9. 15			19			死者 1 重傷 1	66,800	台風5号
H14 9. 6～7		17	1	2	26		10,520	大雨
10. 1			172	45	4		119,938	台風21号
H16 10. 8～9	10	73	1	2	5		49,758	台風22号
H18 12. 26～27		1			10			大雨
H23 3. 11			70				7,140	東日本大震災 (本市震度5弱・M9. 0)
H25 10. 16	561	654	41	274	10		1,040,539	台風26号

年月日	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	家屋被害 (棟)	非住家被害 (棟)	崖崩れ (箇所)	人的被害 (人)	被害総額 (千円)	台風等名称
R元 9. 8～9			1, 224		50			台風15号
R元 10. 11～12			46					台風19号
R元 10. 25	1, 609	1, 449	30	645	76	死者 3	3, 209, 923	大雨
R 5 9. 8	849	1, 120	2	464	84		(調査中)	台風13号

備考)建物被害（床上・床下浸水を含む。）10棟以上又は、崖崩れ10箇所以上、或いは、被害総額100, 000千円以上のもの。

【資料 7-2】 茂原市土砂災害警戒区域等

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
					告示番号	告示番号
1	茂原市真名	真名1	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
2	茂原市真名	真名2	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
3	茂原市真名	真名18	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
4	茂原市真名	真名20	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
5	茂原市真名	真名21	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
6	茂原市国府関	国府関4	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
7	茂原市芦網	芦網4	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
8	茂原市大沢	大沢4	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
9	茂原市大沢	大沢5	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
10	茂原市大沢	大沢7	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
11	茂原市大沢	大沢9	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
12	茂原市柴名	柴名2	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
13	茂原市桂	桂1	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
14	茂原市桂	桂2	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
15	茂原市桂	桂3	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
16	茂原市上太田	上太田3	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
17	茂原市上太田	上太田5	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
18	茂原市上太田	上太田6	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
19	茂原市上太田	上太田7	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
20	茂原市上太田	上太田8	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
21	茂原市上太田	上太田9	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
22	茂原市上太田	上太田10	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
23	茂原市上太田	上太田15	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
24	茂原市上太田	上太田18	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
25	茂原市真名	真名5	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
26	茂原市真名	真名7	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
27	茂原市真名	真名12	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
28	茂原市真名	真名13	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
29	茂原市真名	真名14	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
30	茂原市大登	大登	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
31	茂原市国府関	国府関5	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
32	茂原市庄吉	庄吉2	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
33	茂原市国府関	国府関2	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
34	茂原市山崎	山崎1	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
35	茂原市国府関	国府関7	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
36	茂原市押日	押日	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
37	茂原市長谷	長谷1	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
38	茂原市長谷	長谷2	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
					告示番号	告示番号
39	茂原市長谷	長谷9	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
40	茂原市長谷	長谷12	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
41	茂原市綱島	綱島6	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
42	茂原市綱島	綱島9	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
43	茂原市台田	台田3	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
44	茂原市吉井上	吉井2	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
45	茂原市吉井上	吉井4	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
46	茂原市榎神房	榎神房1	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
47	茂原市高田	高田1	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
48	茂原市本納	本納5	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
49	茂原市本納	本納6	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
50	茂原市下太田	下太田4	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
51	茂原市下太田	下太田6	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
52	茂原市本納	本納9	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
53	茂原市本納	本納11	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
54	茂原市本納	本納12	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
55	茂原市本納	本納14	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
56	茂原市本納	巡田1	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
57	茂原市本納	滝の谷	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
58	茂原市本納	本納	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
59	茂原市長尾	長尾8	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
60	茂原市長尾	長尾9	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
61	茂原市長尾	長尾10	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
62	茂原市長尾	長尾11	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
63	茂原市長尾	長尾14	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
64	茂原市小林	小林7	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
65	茂原市小林	小林11	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
66	茂原市小林	小林12	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
67	茂原市上永吉	上永吉1	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
68	茂原市上永吉	上永吉2	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
69	茂原市上永吉	上永吉3	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
70	茂原市上永吉	上永吉5	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
71	茂原市上永吉	上永吉6	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
72	茂原市黒戸	黒戸3	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
73	茂原市黒戸	黒戸4	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
74	茂原市黒戸	黒戸6	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
75	茂原市黒戸	黒戸8	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
76	茂原市腰当	腰当	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号
77	茂原市腰当	腰当2	急傾斜地の崩壊	平成22年3月16日	千第153号	千第156号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
					告示番号	告示番号
78	茂原市本納	巡田2	急傾斜地の崩壊	平成24年5月22日	千第348号	千第353号
79	茂原市庄吉	庄吉3	急傾斜地の崩壊	平成24年5月22日	千第348号	千第353号
80	茂原市小林	小林	急傾斜地の崩壊	平成24年5月22日	千第348号	千第353号
81	茂原市真名	真名15	急傾斜地の崩壊	平成24年5月22日	千第348号	千第353号
82	茂原市本納	本納2	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
83	茂原市本納	本納4	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
84	茂原市本納	本納7	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
85	茂原市本納	本納8	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
86	茂原市本納	本納10	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
87	茂原市本納	本納13	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
88	茂原市本納	本納18	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
89	茂原市本納	本納19	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
90	茂原市本納	本納20	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
91	茂原市本納	本納21	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
92	茂原市本納	本納22	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
93	茂原市本納	本納23	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
94	茂原市本納	本納24	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
95	茂原市本納	本納25	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
96	茂原市本納	本納26	急傾斜地の崩壊	令和元年7月9日	千第111号	千第112号
97	茂原市柴名	柴名1	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
98	茂原市柴名	柴名3	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
99	茂原市柴名	柴名6	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
100	茂原市上太田	上太田1	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
101	茂原市上太田	上太田2	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
102	茂原市上太田	上太田4	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
103	茂原市上太田	上太田12	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
104	茂原市上太田	上太田16	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
105	茂原市上太田	上太田19	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
106	茂原市長尾	長尾4	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
107	茂原市長尾	長尾6	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
108	茂原市長尾	長尾7	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
109	茂原市長尾	長尾12	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
110	茂原市長尾	長尾15	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
111	茂原市長尾	長尾16	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
112	茂原市長尾	長尾17	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
113	茂原市長尾	長尾18	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
114	茂原市大沢、千葉市緑区板倉町	大沢1	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
115	茂原市大沢	大沢2	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
					告示番号	告示番号
116	茂原市大沢、千葉市緑区板倉町	大沢3	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
117	茂原市大沢	大沢6	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
118	茂原市大沢	大沢8	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
119	茂原市大沢	大沢10	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
120	茂原市大沢	大沢11	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
121	茂原市大沢	大沢12	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
122	茂原市大沢	大沢13	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
123	茂原市桂	桂4	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
124	茂原市桂	桂7	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
125	茂原市吉井上	吉井上1	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
126	茂原市吉井上	吉井上3	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
127	茂原市吉井上	吉井上5	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
128	茂原市吉井下	吉井下1	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
129	茂原市吉井下	吉井下2	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
130	茂原市吉井下	吉井下3	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
131	茂原市吉井下	吉井下4	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
132	茂原市吉井下	吉井下5	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
133	茂原市吉井下	吉井下6	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
134	茂原市吉井下	吉井下7	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
135	茂原市高田	高田2	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
136	茂原市下太田	下太田2	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
137	茂原市下太田	下太田3	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
138	茂原市下太田	下太田5	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
139	茂原市下太田	下太田7	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
140	茂原市下太田	下太田9	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
141	茂原市下太田	下太田10	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
142	茂原市下太田	下太田11	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
143	茂原市下太田	下太田12	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
144	茂原市下太田	下太田13	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
145	茂原市下太田	下太田14	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
146	茂原市下太田	下太田15	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
147	茂原市本納	本納15	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
148	茂原市本納	本納16	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
149	茂原市黒戸	黒戸1	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
150	茂原市黒戸	黒戸2	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
151	茂原市黒戸	黒戸5	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
152	茂原市真名	真名3	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
153	茂原市真名	真名6	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
					告示番号	告示番号
154	茂原市真名	真名8	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
155	茂原市真名	真名11	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
156	茂原市真名	真名16	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
157	茂原市真名	真名17	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
158	茂原市真名	真名19	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
159	茂原市真名	真名23	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
160	茂原市真名	真名24	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
161	茂原市大登	大登2	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
162	茂原市大登	大登4	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
163	茂原市庄吉	庄吉1	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
164	茂原市小林	小林3	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
165	茂原市小林	小林4	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
166	茂原市小林	小林5	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
167	茂原市小林	小林9	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
168	茂原市小林	小林10	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
169	茂原市腰当	腰当4	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
170	茂原市腰当	腰当5	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
171	茂原市榎神房	榎神房2	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
172	茂原市榎神房	榎神房3	急傾斜地の崩壊	令和2年3月13日	千第131号	千第132号
173	茂原市下永吉	下永吉1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
174	茂原市下永吉	下永吉2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
175	茂原市下永吉	下永吉3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
176	茂原市下永吉、 上永吉	下永吉4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
177	茂原市下永吉	下永吉5	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
178	茂原市台田、野 牛	台田1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
179	茂原市台田、立 木	台田2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
180	茂原市台田	台田4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
181	茂原市台田	台田5	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
182	茂原市台田、野 牛、長生郡長南 町坂本	台田6	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
183	茂原市台田	台田7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
184	茂原市台田	台田9	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
185	茂原市台田	台田10	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
186	茂原市石神	石神1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
187	茂原市石神	石神2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
188	茂原市綱島	綱島1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
189	茂原市綱島、六 田台	綱島2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
					告示番号	告示番号
190	茂原市綱島	綱島3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
191	茂原市綱島	綱島4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
192	茂原市綱島	綱島5	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
193	茂原市綱島	綱島7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
194	茂原市綱島	綱島8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
195	茂原市国府関、 庄吉	国府関1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
196	茂原市国府関	国府関3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
197	茂原市国府関	国府関6	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
198	茂原市国府関	国府関8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
199	茂原市国府関	国府関9	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
200	茂原市黒戸	黒戸7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
201	茂原市黒戸	黒戸9	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
202	茂原市黒戸	黒戸10	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
203	茂原市上永吉	上永吉7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
204	茂原市上永吉	上永吉8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
205	茂原市上永吉	上永吉9	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
206	茂原市上永吉	上永吉10	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
207	茂原市上永吉	上永吉11	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
208	茂原市上永吉	上永吉12	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
209	茂原市上永吉、 下永吉	上永吉13	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
210	茂原市立木	立木1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
211	茂原市立木	立木2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
212	茂原市立木	立木3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
213	茂原市立木	立木4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
214	茂原市立木	立木6	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
215	茂原市立木	立木7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
216	茂原市立木	立木8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
217	茂原市立木	立木10	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
218	茂原市立木	立木11	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
219	茂原市立木	立木12	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
220	茂原市立木	立木13	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
221	茂原市立木	立木14	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
222	茂原市立木	立木15	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
223	茂原市立木	立木17	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
224	茂原市立木	立木18	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
225	茂原市立木	立木19	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
226	茂原市立木	立木20	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
227	茂原市立木	立木21	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
					告示番号	告示番号
228	茂原市立木	立木22	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
229	茂原市立木	立木24	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
230	茂原市立木	立木25	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
231	茂原市立木	立木26	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
232	茂原市立木	立木27	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
233	茂原市立木	立木28	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
234	茂原市立木	立木29	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
235	茂原市立木	立木30	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
236	茂原市立木	立木31	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
237	茂原市立木	立木32	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
238	茂原市柴名	柴名4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
239	茂原市上太田	上太田13	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
240	茂原市上太田	上太田14	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
241	茂原市上太田	上太田17	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
242	茂原市下太田	下太田8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
243	茂原市真名	真名9	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
244	茂原市真名	真名10	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
245	茂原市渋谷	渋谷1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
246	茂原市長尾	長尾1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
247	茂原市長尾	長尾2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
248	茂原市長尾	長尾3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
249	茂原市長尾	長尾5	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
250	茂原市小林	小林6	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
251	茂原市小林	小林8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
252	茂原市押日	押日2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
253	茂原市押日	押日3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
254	茂原市押日	押日4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
255	茂原市押日	押日5	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
256	茂原市押日	押日6	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
257	茂原市押日	押日7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
258	茂原市押日	押日8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
259	茂原市押日	押日9	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
260	茂原市芦網、国府関	芦網1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
261	茂原市芦網、国府関	芦網2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
262	茂原市芦網	芦網3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
263	茂原市山崎	山崎2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
264	茂原市山崎	山崎3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
265	茂原市山崎	山崎4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
					告示番号	告示番号
266	茂原市山崎	山崎5	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
267	茂原市山崎	山崎6	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
268	茂原市山崎、緑ヶ丘1丁目	山崎7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
269	茂原市山崎	山崎8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
270	茂原市山崎	山崎9	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
271	茂原市長谷、山崎	長谷3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
272	茂原市長谷	長谷4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
273	茂原市長谷、内長谷	長谷5	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
274	茂原市長谷、内長谷	長谷6	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
275	茂原市長谷	長谷7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
276	茂原市長谷	長谷8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
277	茂原市長谷	長谷10	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
278	茂原市長谷	長谷11	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
279	茂原市内長谷	内長谷1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
280	茂原市内長谷	内長谷2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
281	茂原市箕輪	箕輪1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
282	茂原市箕輪	箕輪2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
283	茂原市箕輪、長谷	箕輪3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
284	茂原市箕輪	箕輪4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
285	茂原市箕輪	箕輪5	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
286	茂原市箕輪	箕輪6	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
287	茂原市箕輪	箕輪7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
288	茂原市箕輪、長谷	箕輪8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
289	茂原市箕輪	箕輪9	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
290	茂原市箕輪	箕輪10	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
291	茂原市中善寺	中善寺1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
292	茂原市中善寺	中善寺2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
293	茂原市中善寺	中善寺3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
294	茂原市中善寺	中善寺4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
295	茂原市中善寺	中善寺6	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
296	茂原市中善寺	中善寺7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
297	茂原市中善寺	中善寺8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
298	茂原市中善寺	中善寺9	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
299	茂原市中善寺	中善寺10	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
300	茂原市中善寺	中善寺11	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
301	茂原市中善寺	中善寺12	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
302	茂原市中善寺	中善寺13	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
					告示番号	告示番号
303	茂原市中善寺	中善寺14	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
304	茂原市中善寺	中善寺15	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
305	茂原市中善寺	中善寺16	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
306	茂原市早野	早野1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
307	茂原市六田台、 綱島	六田台1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
308	茂原市野牛	野牛1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
309	茂原市野牛、台 田	野牛3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
310	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
311	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
312	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
313	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
314	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷5	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
315	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷6	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
316	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
317	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
318	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷9	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
319	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷10	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
320	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷12	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
321	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷13	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
322	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷14	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
323	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷15	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
324	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷16	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
325	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷17	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
326	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷19	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
327	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷21	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
328	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷22	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
329	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷23	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
330	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷24	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
331	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷25	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
332	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷26	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
333	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷27	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
334	茂原市三ヶ谷	三ヶ谷28	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
335	茂原市緑ヶ丘5 丁目、国府関	緑ヶ丘1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
336	茂原市緑ヶ丘5 丁目、山崎	緑ヶ丘2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
337	茂原市渋谷	渋谷	土石流	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
338	茂原市上永吉	上永吉沢	土石流	令和3年3月19日	千第164号	特別警戒区域なし
339	茂原市上太田	上太田沢	土石流	令和3年3月19日	千第164号	千第168号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
					告示番号	告示番号
340	茂原市真名	宿谷	土石流	令和3年3月19日	千第164号	特別警戒区域なし
341	茂原市小林	小林沢	土石流	令和3年3月19日	千第164号	千第168号
342	茂原市国府関	殿谷	土石流	令和3年3月19日	千第164号	千第168号

【資料 7-3】 県内の核燃料物質等使用事業所の現状

<出典：千葉県地域防災計画資料編>

1 核燃料物質使用事業所の現状

令和 2 年 4 月 1 日現在

事業所	所在地	用途等	種類
(財) 日本分析センター本部	千葉市	①使用(検査・分析) ②貯蔵	①プルトニウム、天然ウラン、 ②劣化ウラン、トリウム
国立研究開発法人量子科学技術 研究開発機構 放射線医学総合研究所	千葉市	使用(試験研究)	プルトニウム、低濃縮ウラン、 ウラン 233、天然ウラン、 劣化ウラン、トリウム
JNC 石油化学(株)市原製造所(旧 チッソ石油化学(株)五井工場)	市原市	貯蔵	劣化ウラン
(一財) 電力中央研究所我孫子 運営センター	我孫子市	貯蔵	プルトニウム、天然ウラン、 トリウム
住友化学(株)千葉工場 (旧住友化学工業(株)千葉工場)	袖ヶ浦市	貯蔵	天然ウラン、劣化ウラン
日本メジフィジックス(株) 千葉工場	袖ヶ浦市	使用(放射性同位元 素の輸送)	劣化ウラン(輸送に使用する遮 蔽容器の素材の一部が劣化ウラ ン)
(株) 藤井製作所千葉工場	白井市	貯蔵	プルトニウム
富士フイルム富山化学(株) 千葉事業所 (旧(株)第一ラジオアイソト ープ研究所千葉事業所)	山武市	①使用(放射性同位 元素の輸送) ②貯蔵	①劣化ウラン(輸送に使用する 遮蔽容器の素材の一部が劣化ウ ラン) ②天然ウラン

2 県内の放射性同位元素等使用事業所の現状

令和 4 年 3 月 31 日現在

区 分	医療機関			研究機関			教育機関			民間機関			その他機関			総数		
千 葉 県	許 可	届 出	計	許 可	届 出	計	許 可	届 出	計	許 可	届 出	計	許 可	届 出	計	許 可	届 出	計
	32	9	41	6	12	18	11	7	18	44	190	234	0	40	40	93	258	351

【資料 7-4】 危険物製造所等の設置状況

令和5年4月1日現在

		茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町	合計
製 造 所		12			3		3		18
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	57			8	3	6	8	82
	屋外タンク貯蔵所	70	1	2	6	7	9	12	107
	屋内タンク貯蔵所	1					2		3
	地下タンク貯蔵所	17	3	6	7	1	8	1	43
	簡易タンク貯蔵所	1						1	2
	移動タンク貯蔵所	26	2	2	3	4	13	2	52
	屋 外 貯 蔵 所	9			1		3		13
小 計		193	6	10	28	15	44	24	320
取 扱 所	給 油 取 扱 所	42	4	4	8	8	7	14	87
	販 売 取 扱 所								0
	一 般 取 扱 所	35	2	2	8	2	9	4	62
小 計		77	6	6	16	10	16	18	149
合 計		270	12	16	44	25	60	42	469

出典：長生郡市広域市町村圏組合 消防本部
「消防年報 令和4年度版」

【資料7ー5】排水ポンプ設置重点箇所

＜排水ポンプ設置重点箇所＞

令和5年4月

	箇所	自治会	数	口径	備考
1	茂原市高師 542-16 地先(町保公園)	町保西自治会	1	4	マンホールに設置
2	茂原市千町 919-60 地先	千町ニュータウン自治会	1	4	新川へ
3	茂原市本小轡 283-14 地先	杉屋団地自治会	1	4	
4	茂原市新小轡 936-26 地先	東栄団地自治会	1	8	水中ポンプ
5	茂原市腰当 442-2 地先(輪中堤)	腰当自治会	1	8	
6	茂原市大芝 3 丁目 16 番地先(旧大芝区画整理地内調整池)	大芝自治会	1	8	
7	茂原市上永吉 1582-3 地先	上永吉冬田自治会	1 2	4 8	雨量次第で増設
8	茂原市木崎 2053-1 地先	東町第3自治会	1	4	
9	茂原市栗生野 2560-21 地先	栗生野自治会	2	4	
10	茂原市高師 596-2 地先(第一自動車教習所裏)		1	4	雨量次第で増設 自己所有／3inch×3、2inch×1
11	茂原市八幡原 724-9 地先(学校橋)	八幡原東原自治会	1	4	橋脇のマンホールに設置
12	野巻戸水門		1	4	
13	腰当下宿水門		1	4	
14	茂原市早野 450 地先(八丁寺住宅)	市営住宅	2	4	建築課対応分
15	茂原市早野 3211 地先(日進橋西側 JDI 駐車場前)	早野明光自治会	1	8	
16	茂原市千沢 1252-3 地先		1	4	

* 口径の単位はインチ(inch)。6 インチ以上はレンタル。

* 停電対応のため 4→8 インチに変更することもある(笹塚地区の場合、大型台風接近時)

【資料 7－6】 被害認定基準

府政防670号(令和 3 年 6 月24日)

内閣府政策統括官（防災担当）

災害の被害認定基準について 別紙

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

被害種類	認定基準
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む

【資料 7-7】 激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第 2 章 (第 3 条) (第 4 条)	公共土木災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% の県が 1 以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% の県が 1 以上
第 5 条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府の査定見込総額 > 10 億円 の県が 1 以上
第 6 条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	(1) 第 5 条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第 8 条の措置が適用される場合 ただし、(1) (2) とも、当該被害見込額が 5 千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第 8 条の措置が適用される場合 ただし、(3) (4) とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が 5 千万円以下の場合を除く。

第 8 条	天災による被害農林漁業者等 に対する資金の融通に関する 暫定措置の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3% の県が 1 以上
		ただし、A B とも、高潮、津波等特殊な原因による災害で あって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認め られるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じ て個別に考慮する。
第 11 条の 2	森林災害復旧事業に対する補 助	A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%
		B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林 業所得推定額 × 60% の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定 額 × 1% の県が 1 以上
第 12 条	中小企業信用保険法による 災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%
第 16 条 第 17 条 第 19 条	公立社会教育施設災害復旧 事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業 に対する補助 市町村が施行する感染症予 防事業に関する負担の特例	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微である と認められる場合を除く。
第 22 条	罹災者公営住宅建設等事業 に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000 戸
		B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の 1 割以上 の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の 2 割以上 の市町村が 1 以上 ただし、(1) (2) とも、火災の場合における被災地全域の滅 失戸数については、被害の実情に応じ、特例的措置を講ずる ことがある。

第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。
第 7 条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 9 条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第 10 条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第 11 条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第 14 条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第 20 条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第 21 条	水防資材費の補助の特例	
第 25 条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

【資料 7－8】 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第 2 章 (第 3 条) (第 4 条)	公共土木災害 復旧事業等に 関する特別の 財政援助	(1) 次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 50\%$ (査定事業費が 1 千万円未満のものを除く。) (ロ) 当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、 かつ、 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 が 2 億 5 千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 20\%$ (ハ) 当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、 かつ、 100 億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 20\% +$ (当該市町村の標準税収入 $- 50$ 億円) $\times 60\%$ ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額が おおむね 1 億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げ る災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係 る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第 5 条	農地等の災害 復旧事業等に 係る補助の特 別措置	(2) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 $\times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる 災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る 被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第 6 条	農林水産業共 同利用施設災 害復旧事業費 の補助特例	(2) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 $\times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる

		災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額 ＞当該市町村の漁業所得推定額×10% （漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	(3) 当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） ＞当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。） かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積＞300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの） ×25%
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	(4) 中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合

【資料 7-9】

総貯水量約 5 千トン以上の農業用ため池

No.	名 称	所 在 地	貯水量 (千 m ³)	水位調整協力ため池		水系
				(R4 時点)	協力不可の理由	
1	榎神房堰	茂原市榎神房地先	18.7	○		南白亀川水系(赤目川)
2	甲台堰	茂原市桂地先	7.0	○		
3	笹子堰	茂原市吉井上地先	8.8	○		
4	切作堰	茂原市吉井下地先	7.0	○		
5	桶尻堰	茂原市本納地先	6.8	○		
6	鞘戸堰	茂原市本納地先	17.6	○		
7	浅間下堰	茂原市本納地先	7.7	○		
8	藤谷堰	茂原市本納地先	26.0	○		
9	新堰	茂原市渋谷地先	6.0	×	構造上の問題による	一宮川水系(阿久川)
10	前堰	茂原市渋谷地先	4.8	○		
11	左鉢堰	茂原市上太田地先	6.5	○		
12	大楽地堰	茂原市長尾地先	3.5	○		
13	秋葉戸堰	茂原市長尾地先	5.0	×	構造上の問題による	
14	八田堰	茂原市長尾地先	18.7	○		一宮川水系(豊田川)
15	久下堰	茂原市国府関地先	36.2	○		
16	坊谷堰	茂原市押日地先	20.7	○		
17	後入堰	茂原市長谷地先	6.3	○		
18	小林前堰	茂原市小林地先	7.8	○		
19	芦網堰	茂原市芦網地先	4.8	○		一宮川水系(一宮川)
20	広作堰	茂原市石神地先	36.0	○		
21	駒ヶ瀬堰	茂原市綱島地先	10.0	○		
22	藤木堰	茂原市早野地先	35.0	○		
23	八ツ堰	茂原市早野地先	8.4	○		
24	二重堤堰	茂原市上永吉地先	57.0	○		一宮川水系(鶴枝川)
25	野牛堰	茂原市野牛地先	5.4	×	構造上の問題による	
26	新堀堰	茂原市上永吉地先	8.0	○		
27	八幡湖	茂原市上永吉地先	110.0	○		
28	上堰	茂原市立木地先	14.3	○		
29	猿田堰	茂原市三ヶ谷地先	5.6	○		

【資料 7－10】長生郡市広域災害対応計画（抜粋）

※茂原市においては、本文中の一次避難場所は指定緊急避難場所、二次避難場所は指定避難所と読み替える。

1. 計画の基本方針

1.1 計画の目的

長生郡市広域災害対応計画（以下「本計画」という。）は、長生郡市の地域において広域的な大規模災害が発生した場合に、長生郡市の各市町村が協力して、住民、観光客等を迅速かつ安全に避難させるとともに、被災者の受け入れのために行うべき基本事項をまとめたものである。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード 9 の巨大な地震であり、北海道から九州にいたる太平洋沿岸の広い範囲に従来の想定を上回る津波が来襲し、甚大な被害が発生した。長生郡市域では、震度 5 弱の揺れを観測、太平洋側に大津波警報が発令され、4 m を越える津波により一部地域で浸水が発生した。

災害対策は、原則として、災害対策基本法に基づき各市町村が独自に地域防災計画を策定し行うものであるが、このような大規模な災害に対しては、市町村間で連携を図り広域的な防災体制をあらかじめ整備し、対応することが重要である。

そのため、本計画は東日本大震災等の教訓を背景に、今後、大規模災害（地震・津波・土砂災害等）が発生した際に、長生郡市の各市町村が協力して、住民、観光客等を迅速かつ安全に避難させるとともに、被災者を受け入れるために必要な対応の基本について定めるものである。

1.2 計画の適用範囲

本計画は、長生郡市広域防災対策協議会を構成する茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町に適用する。

長生郡市広域防災対策協議会は、東日本大震災の教訓を受けて本計画を策定し、防災対策を推進するために、平成 24 年 1 月に結成されたものである。

1.3 本計画による支援

本計画における支援は、以下のとおりとする。

- (1) 避難場所の提供
- (2) 備蓄食料、資機材等の提供
- (3) 医療救護、災害時要援護者の支援
- (4) 防災施設、設備の利用
- (5) 仮設住宅用地の提供
- (6) その他

本計画による支援は、基本的に避難を中心とした事項とする。その他の事項については、協議会が中心となって調整を図るものとする。

(1) 避難場所の提供

津波の一次避難場所として、徒歩・自転車による避難が原則であるが、自動車で避難する場合も考慮して、自動車が乗り入れることができるスペース（グラウンド、空地、収容場所）を提供する。

津波の二次避難場所又はその他の災害での避難場所として、被災者が避難生活をすることができる施設を提供する。

(2) 備蓄食料、資機材等の提供

各市町村が備蓄している食料、飲料水及び資機材等を提供する。

また、各市町村が締結している協定に基づき、食料、物資等の供給の便宜を図る。

(3) 医療救護、災害時要援護者の支援

傷病者、妊産婦、災害時要援護者に対する医療救護活動及び要援護者の生活を支援する。

(4) 防災施設、設備の利用

受入側市町村が有する公共施設や千葉県情報ネットワーク、衛星携帯電話等の連絡手段利用の便宜を図る。

(5) 仮設住宅用地の提供

仮設住宅建設のために、各市町村の仮設住宅用地を提供する。

(6) その他

千葉県及び千葉県内各市町村で締結している「災害時における千葉県内市町村間の相互援助に関する基本協定」（平成 8 年 2 月 23 日）に規定される項目について協力を行う。

(7) 費用負担

支援応援に要した費用の負担は、別に協定で定める。

1.4 災害の想定

本計画を適用する災害は、災害の規模や影響範囲が広域なため、市町村を越えた避難等が必要となる災害とする。具体的には地震・津波災害、土砂災害及びその他の災害を想定する。地震・津波災害は、地震の揺れによる被害と津波が同時に発生することを前提とする。

(1) 地震

地震の揺れにより、住家が全壊・半壊等が発生した場合を想定する。

(2) 津波

津波高 10mの津波浸水範囲とし、津波到達時間は津波発生から 30 分後とする（千葉県予測による）。

(3) 土砂災害

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべりの発生した場合を想定する。想定箇所は、千葉県の指定する土砂災害危険箇所とする。

(4) その他の災害

大規模火災、大規模事故及び竜巻等の風水害とする。

(1) 地震

地震の被害は、平成 19 年度千葉県地震被害想定調査において県が想定した地震のうち、最大被害となる東京湾北部地震（マグニチュード 7.3）の被害を前提とする。

(2) 津波

津波の浸水区域は、平成 23 年度東日本大震災千葉県津波調査業務による「津波高 10m（概ね 7m～10m）」を対象として想定する。

ただし、津波高 10mは特定の地震（波源域）を想定していないため、津波の到達時間は、新元禄地震の想定に基づいて地震発生から 30 分後とする。

(3) 土砂災害

土砂災害は、急傾斜地等の崩壊、土石流、地すべりにより、住家等に被害が発生し、避難等が発生する状況を想定し、千葉県が指定する土砂災害危険区域及びその影響範囲とする。

(4) その他の災害

その他の災害として、市街地等における大規模火災、危険物等の爆発炎上、浸水や竜巻等により広域避難が必要となる場合を想定する。

表 1 地震による被害の予測（東京湾北部地震）

項目（単位）			茂原市	一宮町	睦沢町	白子町	長柄町	長南町	長生村
建 物 全 壊 棟数	揺れ（棟）		278	26	108	24	108	72	54
	液状化（棟）		78	6	11	10	3	9	11
	急傾斜地崩壊（棟）		17	1	4	0	8	7	0
	合計（棟）		373	33	123	34	120	88	65
火災	炎上出火（件）		4	0	1	0	1	1	0
	焼失棟数（棟）		15	0	1	0	1	1	0
人的被害	死者	建物被害（人）	2	0	1	0	1	0	0
		火災（人）	0	0	0	0	0	0	0
		急傾斜地崩壊（人）	1	0	0	0	1	0	0
		ブロック塀等の転倒（人）	1	0	0	0	0	0	0
		屋外落下物（人）	0	0	0	0	0	0	0
		合計（人）	4	0	1	0	2	1	0
	負傷者	建物被害（人）	370	29	59	28	61	48	47
		火災（人）	3	0	1	0	1	1	0
		急傾斜地崩壊（人）	15	1	3	0	7	6	0
		屋内収容物の移転・転倒等（人）	21	1	2	1	2	1	2
		ブロック塀等の転倒（人）	29	2	2	2	4	4	3
		屋外落下物（人）	0	0	0	0	0	0	0
		合計（人）	438	32	67	30	75	60	52
避難者（１日後）（人）		22, 283	1, 440	2, 516	1, 388	2, 348	2, 911	2, 249	
うち、建物被害による避難者		3, 649	324	549	315	556	514	560	

（平成 19 年度千葉県地震被害想定調査による）

※合計は少数点以下の四捨五入の関係であわない場合がある。

※千葉県では、建物被害による避難者＝「全壊・焼失人口×全壊・焼失による避難率＋半壊人口×半壊による避難率」として算定している。

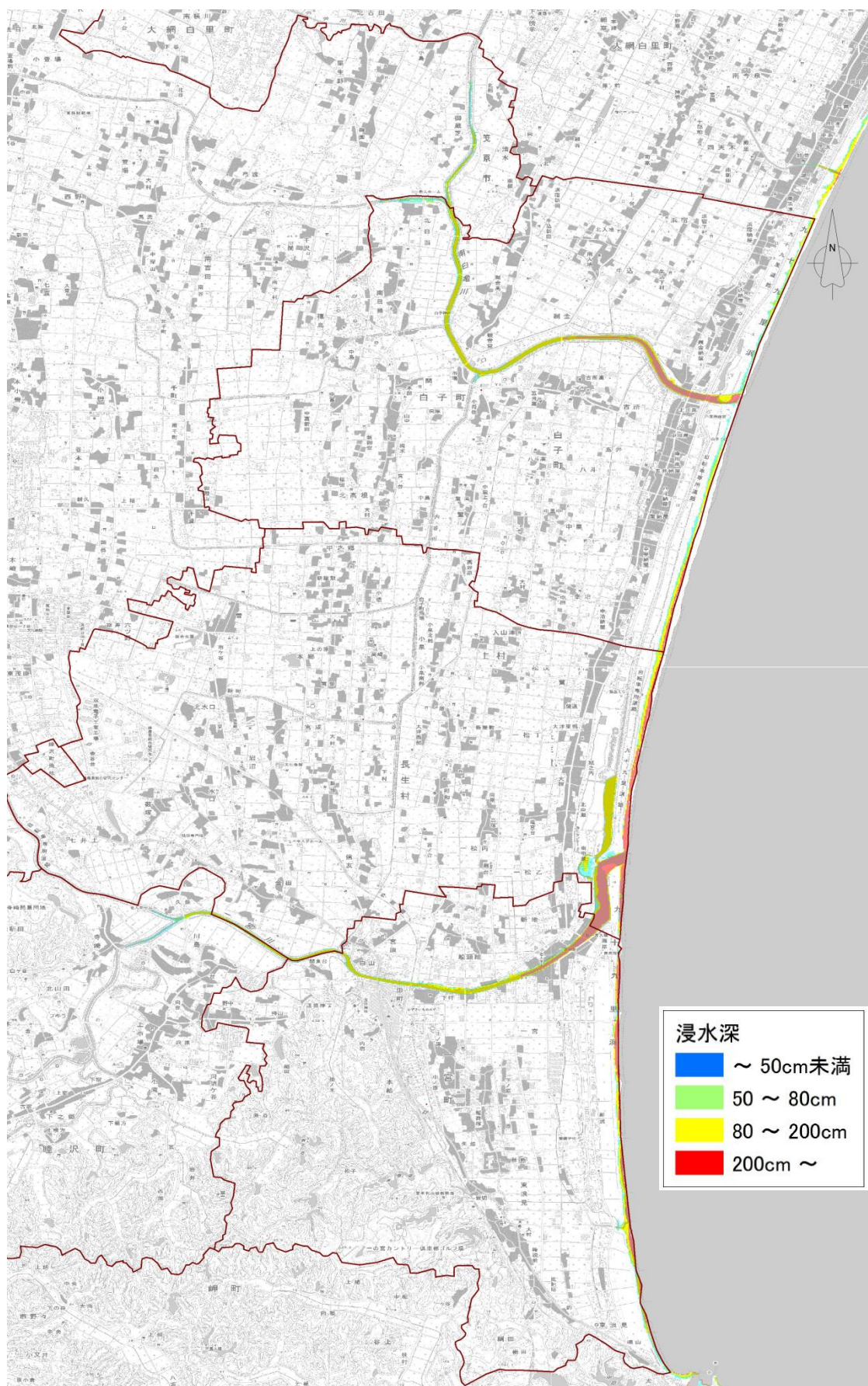


図 1 津波浸水予測図（津波高 3m 防潮施設なし）

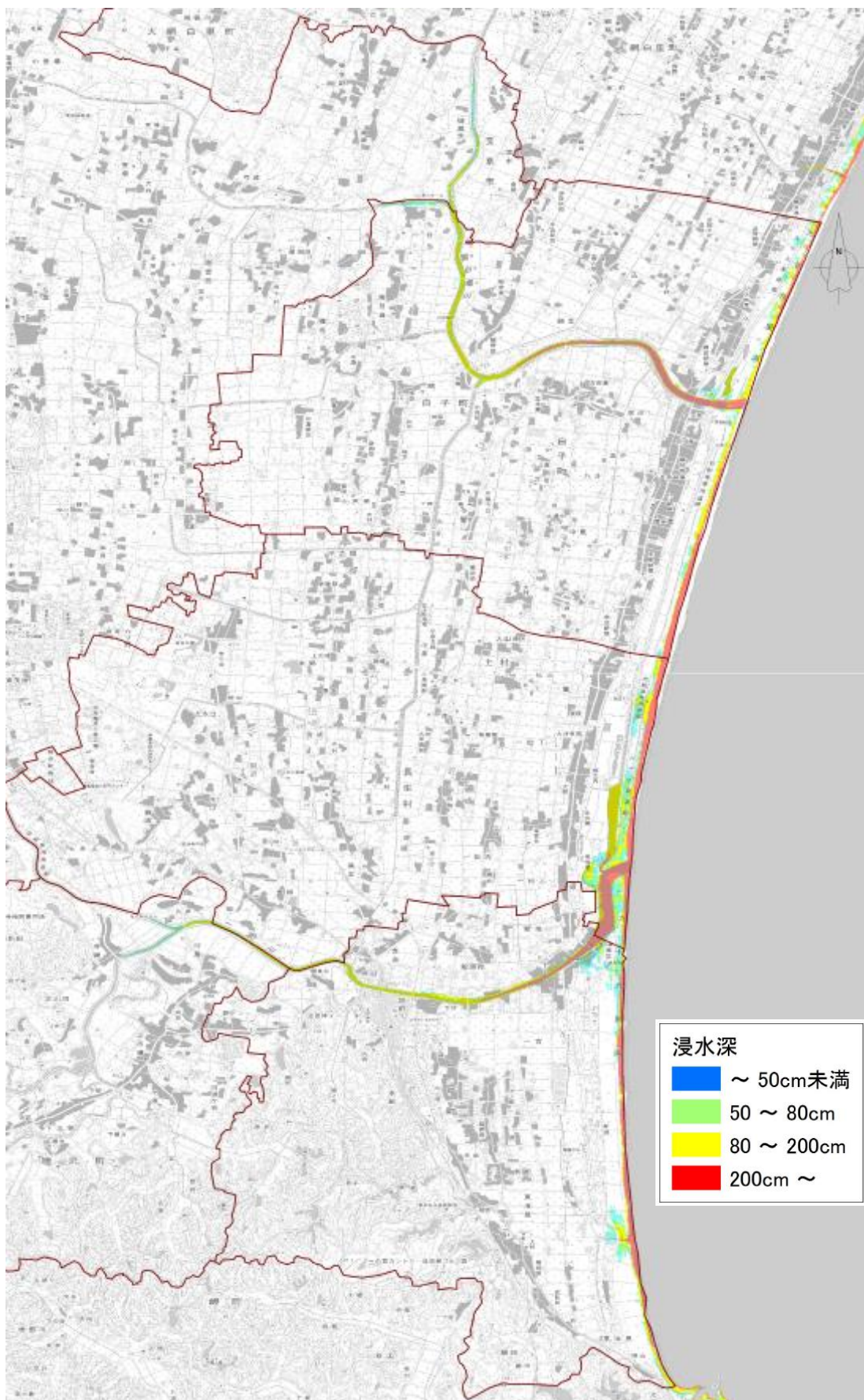


図 2 津波浸水予測図（津波高 5m 防潮施設なし）

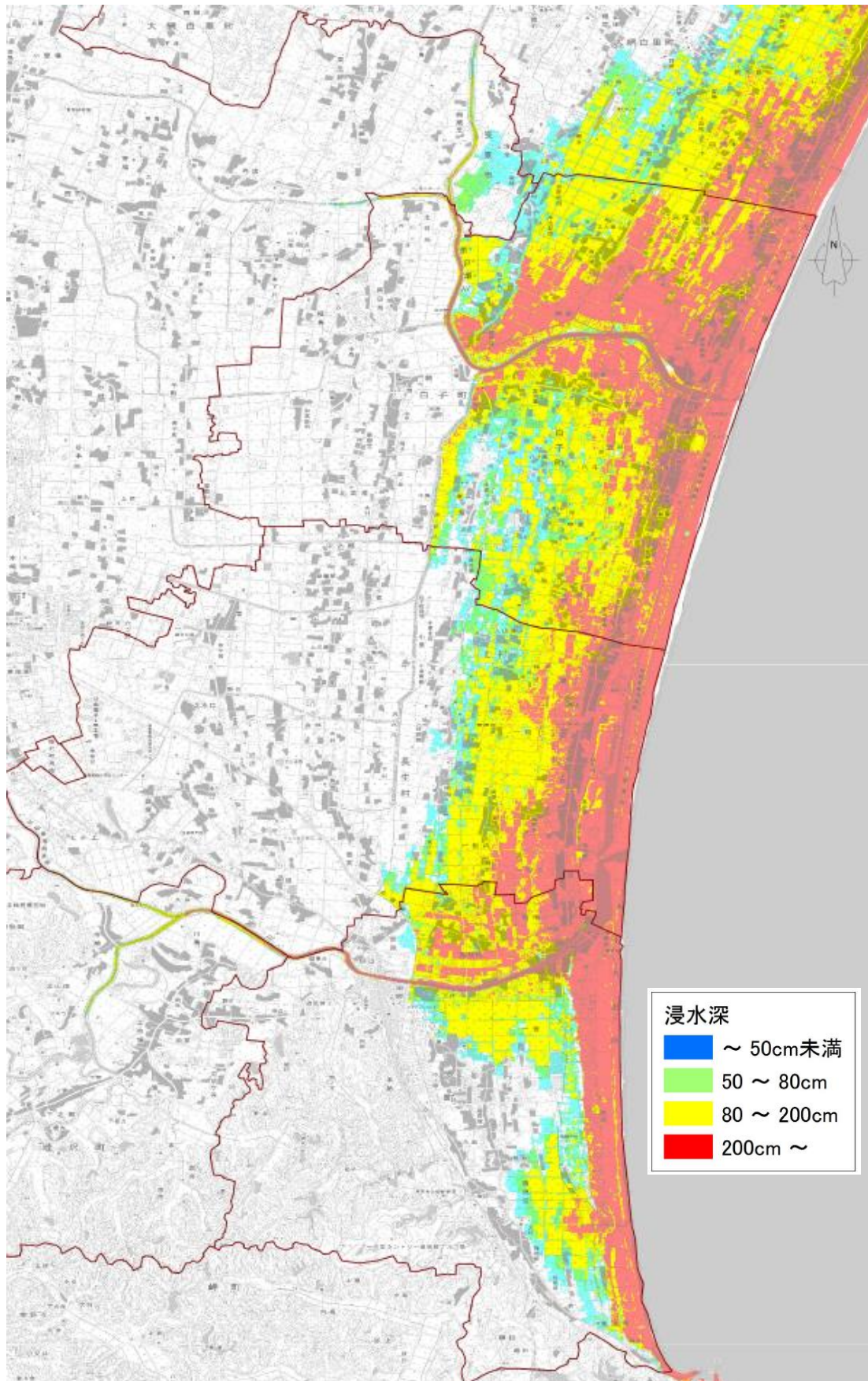


図 3 津波浸水予測図（津波高 10m 防潮施設なし）

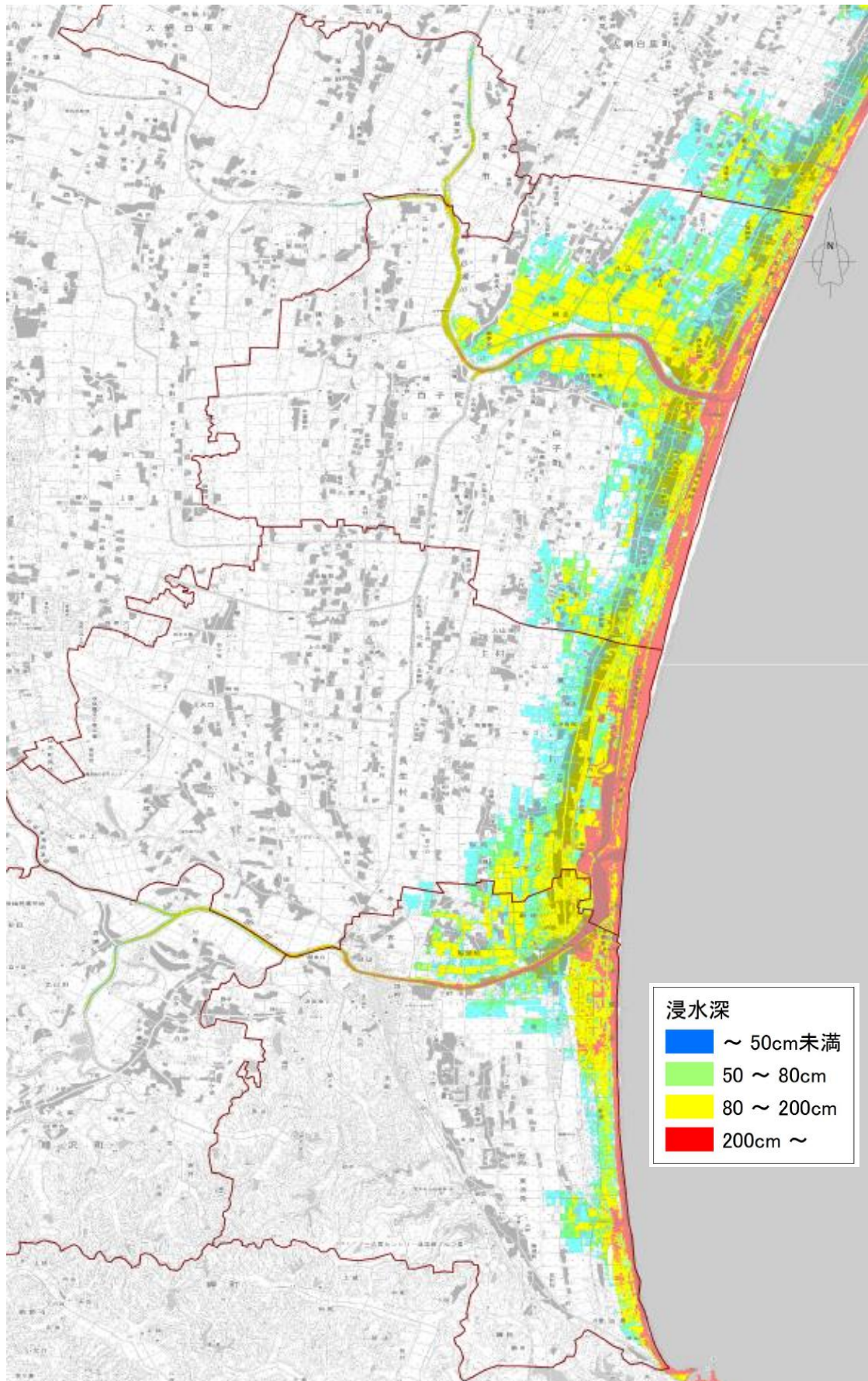


図 4 津波浸水予測図（新元禄地震津波 防潮施設なし）

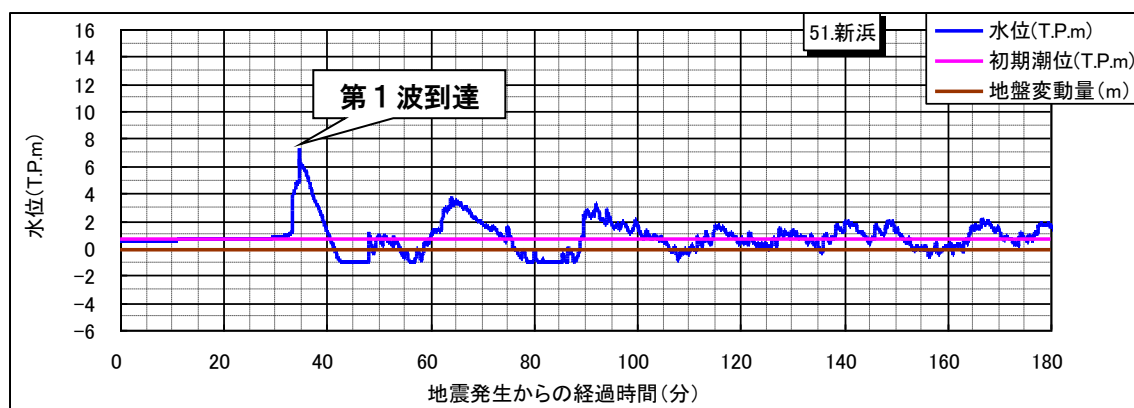


図 5 新元禄地震の津波の水位変化（一宮町新浜）

2. 広域避難の発動

本計画による広域避難の発動は、次によるものとする。

(1) 自動発動

津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に大津波警報が発表されたときは、自動的に本計画を発動し、要請を待つことなく各市町村が広域避難対応を行うものとする。

(2) 要請発動

津波以外の災害が発生した場合は、要請側の市町村が受入側の市町村に直接連絡することで発動する。

(1) 自動発動

ア 気象庁から大津波警報が発令された場合は、連絡調整等の時間がないため、本計画に基づく広域避難対応を自動的に発動し、各市町村が速やかに行動を開始する。

イ ただし、要請側となる沿岸の一宮町、白子町、長生村の担当者は、可能な限り千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等の通信手段を用いて、口頭で要請事項を連絡する。

ウ 口頭で連絡後は、別途定める要請様式を用いて文書で正式要請を行う。

エ 津波警報・津波注意報の場合は、原則として各市町村内による避難とし、本計画は発動しない。

表 2 気象庁の津波情報による本計画発動基準の考え方

分類	高さ予想の区分	数値による表現	定性的表現		基本的な対応
大津波警報	10m～	10m超	巨大	→	本計画の自動発動による広域避難
	5 m～10m	10m			
	3 m～5 m	5 m			
津波警報	1 m～3 m	3 m	高い	→	各市町村内による避難
津波注意報	20cm～1 m	1 m	なし		

(2) 要請発動

ア 津波（大津波警報）以外の災害によって、広域避難が必要な場合は、要請側の市町村は、口頭で受入側の市町村に要請連絡をする。

イ 口頭で連絡後は、別途定める要請様式を用いて文書で正式要請を行う。

3. 広域避難の対象

(1) 津波

津波の避難対象地域は、浸水想定区域に基づき、各市町村が設定するが、概ね図3で示す範囲とする。

(2) その他の災害

その他の災害での避難対象地域は、各市町村が災害後に定めるものとする。

(1) 津波

大津波警報が発令された場合は自動発動となるため、10m津波高の浸水想定予測図に基づき、あらかじめ津波の避難対象地域を図6のとおり定める。

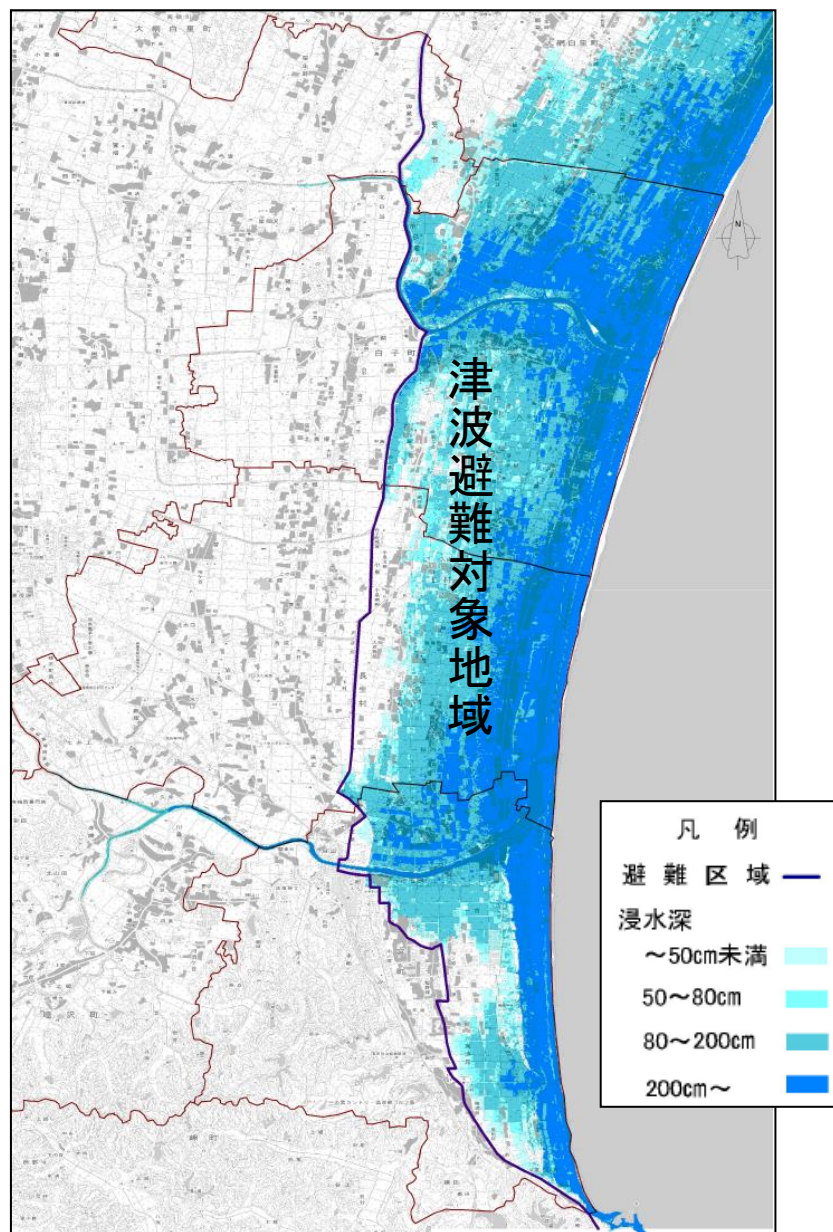


図 6 津波避難対象地域

表 3 津波避難対象地域の人口

	茂原市	一宮町	白子町	長生村	計
住 民	380 人	5,800 人	8,800 人	4,300 人	19,280 人
来遊者※	—	6,000 人	4,000 人	1,500 人	11,500 人
計	380 人	11,800 人	12,800 人	5,800 人	30,780 人

※夏季の 1 日の最大来遊者

(2) 津波以外の災害

津波以外の災害の避難対象地域は、災害発生後に各市町村が範囲を定めるものとする。

4. 広域避難の基本行動

4.1 避難情報の伝達

大津波警報及び避難勧告・避難指示が発令された場合、避難情報の伝達は、地域防災計画に基づいて、各市町村が実施するものとする。

避難情報の伝達手段は、各市町村で定めるが、次の内容に留意して決めること。

表 4 避難情報の伝達における留意事項

何を知らせるか	- 津波注意報・警報の発表、津波の危険、避難勧告・指示、津波浸水予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 - 伝達内容について、予め想定し雛型を作成しておくこと
誰に対して知らせるか	- 津波の危険がある地域の住民か、それ以外の地域の住民か。 - 避難対象地域の住民等の誰を対象とするか。 【例】 - 住民（在宅者） - 園児・児童・生徒（学校、幼稚園・保育園、学童クラブ） - 施設利用者、入所者、災害時要援護者（福祉施設、体育館、運動場、図書館） - 勤務者（工場、事業所） - 観光客（観光施設、宿泊施設、海水浴場） - 旅客（駅、バスターミナル、バス停） - 漁業関係者（漁協事務所、水産施設、漁船）、港湾関係者（荷積み卸し、輸送） - 避難場所に避難している避難者等
いつ、どのタイミングで知らせるか	- 地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難勧告・避難指示等） - 津波発生後（津波予報、津波情報、被害状況等） - 津波終息後（津波警報・注意報の解除、避難勧告・指示の解除等）
どのような手段で	- 同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFMラジオ、CATV、アマチュア無線、インターネット、携帯メール等 - 情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において災害時要援護者となりうる者）

4.2 津波・地震避難

大津波警報発令時の避難は、避難対象地域内の人を 30 分以内に地域外に移動させることを目指して行動する。

- (1) 一次避難エリアの避難は原則として徒歩・自転車とし、やむを得ない場合は、自動車とする。
- (2) 津波避難は、各市町村内の一次避難場所を目標地点とする。（地震による避難は、各市町村の指定避難場所とする。）
- (3) 自動車により市町村域を超えて避難する場合は、原則、一次避難エリア外とし、車両避難ができるスペースを開放し避難者を受け入れる。
- (3) 自動車避難の場合は、一次避難場所へ直行する道路（避難路）を使用するものとする。自動車避難は、道路渋滞の発生を抑制するため、できるだけ内陸の一次避難場所を目指すこととする。
- (4) 大津波警報・津波警報が解除されるまで一次避難場所で過ごしたのち、被害や交通状況に応じて順次、避難者（住民及び来遊者）が帰宅する。
- (5) 住家を失った住民は、生活の場としての二次避難場所に收容する。その場合は、広域防災対策協議会で收容先について、協議・調整を行い決定する。

※避難路、一次避難場所、二次避難場所は、巻末資料を参照のこと。

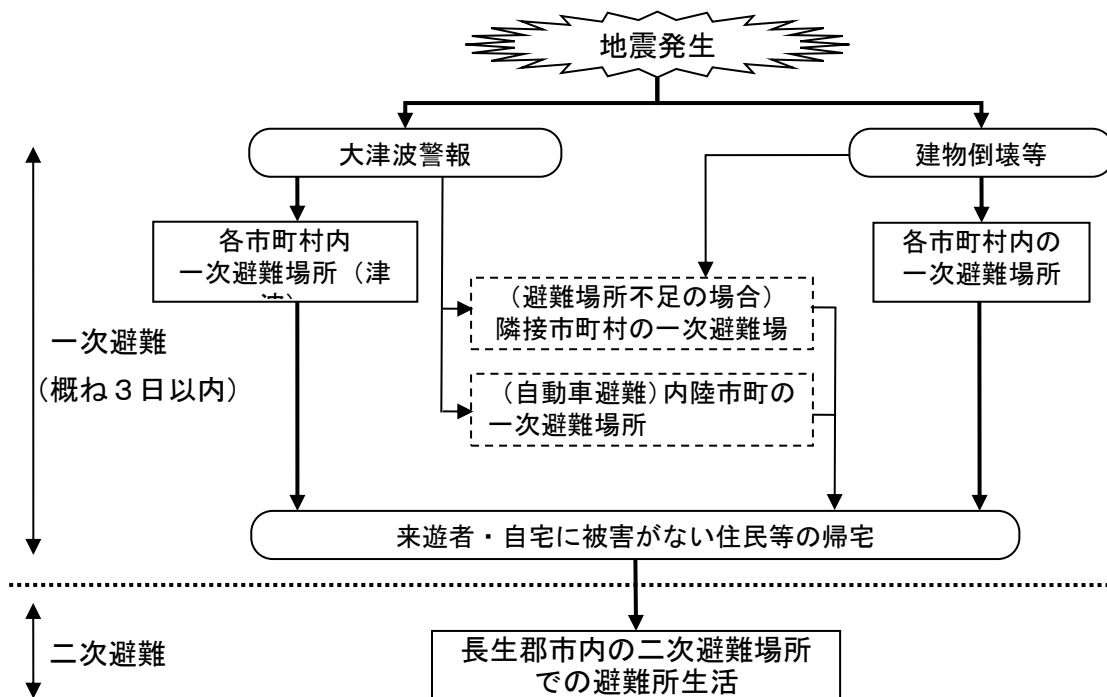


図 7 避難のながれ

(1) 避難の原則

避難は原則として、徒歩・自転車を原則とする。やむを得ない場合は、自動車による避難とし複数が乗車するなどの渋滞の抑制を考慮する。

本計画では、自動車による避難があることを考慮した対応を行う。

(2) 避難路

大津波警報発令時の自動車避難を考慮して、避難対象区域から一次避難場所に直行する道路を避難路として設定する。

自動車避難の場合は、道路への自動車の集中と、一次避難場所入り口等で走行速度が低下することにより渋滞が発生し、後続の自動車が停滞して逃げ切れない可能性がある。

そのため、一次避難場所への避難は、できるだけ内陸の一次避難場所を目指すことを基本とする。

なお、道路の合流点、交差点、一次避難場所への入り口付近では、渋滞を抑制するために、内陸の一次避難場所への避難を誘導するため、誘導員の配備が必要となる。

(3) 一次避難場所

一次避難場所は、避難の目標とする地点で、避難者の安全を確保し一時的に受け入れる場所である。内陸への車両避難が考えられるため、避難路の渋滞を防止するため自動車が乗り入れることができるグラウンド、空地、まとまった空地があるところとする。

なお、津波等からの安全及び交通路が確保された場合は、来遊者が長生郡市域を離れて帰宅する。さらに住家での生活が可能な長生郡市住民も帰宅するため、その時点で一次避難場所は閉鎖する。

(4) 二次避難場所

二次避難場所は、津波及び地震等により住家を失った長生郡市住民が生活をする場所である。被災した市町村の避難所で収容することが困難な場合、受入側の市町村の公共施設等を提供し、避難者を受け入れる。

その場合、広域防災対策協議会において、収容先、搬送手段、生活支援方法等について協議・調整を行い決定する。

4.3 その他災害の避難

津波・地震以外の避難の場合は、要請側市町村と受入側市町村とで調整し、避難場所を決めるものとする。

津波・地震以外の避難の場合は、津波避難ほどの時間的な切迫性はないため事前設定はせずに、災害発生後に要請側市町村と受入側市町村とで調整を行い、被災住民を受け入れる避難場所（二次避難場所）を指定する。

この場合、一次避難場所は設定しない。

【避難場所収容におけるスペースの考え方】

地震被害想定調査における避難者（1日後）には、一時的な断水により自宅での生活が困難となる住民が含まれている。地震・津波発生当日は、収容人員を上回る避難者が集まることが予想されるが、建物廊下部分や特別教室など提供可能なスペースを用いて収容を行う。

長生郡市広域災害対応計画（抜粋）

その後は、断水による避難者は減少するため、主に住家被災による避難者を中心に収容を行う。

5. 広域避難時の対応

5.1 避難支援

広域避難が発動された場合、受入側市町村は次の支援を行うものとする。

- (1) 各市町村での情報収集
- (2) 一次避難場所の開設
- (3) 一次避難場所での避難スペースへの誘導
- (4) 交通ネックポイント、一次避難場所入口付近での誘導

大津波警報が発表された場合は、受入側市町村は、次の支援を行う。それ以外の場合も、これに準じた対応を行う。

- (1) 各市町村での情報収集

津波予報区の「九十九里・外房」に大津波警報が発表された場合は、受入側市町村は、それぞれの役所に参集し、情報収集を実施する。

- (2) 一次避難場所の開設

一次避難場所に指定されている施設について、要請側町村からの要請を受け、職員等の派遣や管理者への連絡を行い、施設等の開場を行う。ただし、各市町村の地域防災計画に基づき自動配備等により既に開設した場合は、要請を待たずに本計画に基づく対応を行うものとする。

- (3) 一次避難場所での避難スペースへの誘導

一次避難場所に避難してきた避難者の自動車の誘導、避難者の施設への誘導を行う。

- (4) 交通ネックポイント、一次避難場所入り口付近での誘導

避難路における合流地点、交差点等では、避難自動車の速度が低下して渋滞発生が予想される。

また、避難対象地域に最も近い一次避難場所に入る自動車が集中した場合、後続の自動車の避難が阻害されるおそれがあるので、これらの交通ネックポイントや一次避難場所の入口付近に要員を派遣し、交通整理や内陸の一次避難場所への誘導を行う。

5.2 避難者への支援

要請側市町村は、一次避難場所及び二次避難場所に職員を派遣し、受入側市町村職員と連携して避難者の把握及び生活支援を行う。

受入側市町村は、必要に応じて次の支援を行う。

- (1) 情報の提供
- (2) 備蓄食料、資機材等の提供
- (3) 医療救護
- (4) 災害時要援護者の支援
- (5) 応急仮設住宅の用地の提供
- (6) その他

要請側市町村は、一次避難場所及び二次避難場所に職員を派遣し、受入側市町村の職員と連携して支援を行う。

受入側市町村は、避難者に対し次の支援を行う。

(1) 情報の提供

受入側市町村が把握している津波、地震等の発生状況、周辺の被害の状況、道路・交通機関に関する帰宅情報等を提供する。

(2) 備蓄食料、資機材等の提供

各市町村が備蓄している食料、飲料水及び資機材（毛布、仮設トイレ等）を提供する。

また、各市町村が締結している協定に基づき、協定先から食料、物資等を確保し、提供する。

(3) 医療救護

負傷した被災者、妊産婦、人工透析者、避難者の体調変化に対応するために、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、茂原市長生郡薬剤師会その他関係医療機関の協力を得て医療救護に対応する。

(4) 災害時要援護者の支援

一次避難場所及び二次避難場所で収容できない災害時要援護者に対し、社会福祉施設、福祉避難所への入所等の便宜を図る。

(5) 応急仮設住宅の用地の提供

応急仮設住宅の建設用地を提供する。

(6) その他

その他の支援は、「災害時における千葉県内市町村間の相互援助に関する基本協定」に準拠する。

5.3 行政機能への支援

要請側市町村は、受入側市町村の庁舎に連絡要員を派遣、常駐させ、避難者に受入についての調整を行う。

受入側市町村は、要請側市町村の庁舎機能等が失われた場合は、通信機器等の使用、災害対策本部を移設するスペースとして公共施設を提供する等の便宜を図る。

(1) 連絡要員の派遣

要請側の市町村は、受入側市町村に連絡要員を派遣、常駐させ、避難者の把握、避難者への支援について、受入側市町村と連携を図る。

(2) 通信機器等の使用

県及び防災関係機関との連絡のため、受入側市町村が有する千葉県情報ネットワーク、衛星携帯電話等の連絡手段の利用の便宜を図る。

(3) 施設の提供

大規模災害によって、要請側市町村の庁舎が被災し災害対策本部機能が失われることが想定される。そのため、受入側市町村は、要請側の災害対策本部が移設できるように、公共施設のスペースを提供するなどの便宜を図る

【資料 7-11】 災害救助法第 13 条に基づく事務の一部の委任に係る県・市町村の役割分担(令和 4 年度「災害救助の手引き」より)

なお、災害の態様等の必要に応じて、加筆・修正がある。
また、広域的な調整が必要な場合は県で調整を行う

1 避難所及び福祉避難所の設置等

実施項目	県の業務	市町村の業務
・ 県・市町村の担当責任者の確定	○	○
・ 内閣府への特別協議（民間のホテル・旅館等を避難所として開設すること等）	○	
・ 避難所の開設・閉鎖（ライフラインの復旧がもたらされた段階が閉鎖の目安）		○
・ 福祉避難所の開設準備（生活相談員等の確保等）		○
・ 福祉避難所の開設・閉鎖（一般の避難所の設置期間内に閉鎖）		○
・ 避難者名簿、救助実施記録日計票の作成及びその集計		○
・ 避難所の開設期間中の維持及び管理		○
・ 避難所の開設期間中の避難者数の把握		○
・ 避難所の警備業務（警備業務の委託を含む）		○
・ 避難所で使用する物品（エアコン、段ボールベッド、仮設便所、簡易シャワー、洗濯機、冷蔵庫）のリース契約又は購入契約（救助法適用後のものに限る。）	○	○
・ 避難所に必要な物資等の調達・払出、日々管理及びその集計		○
・ 急病人、傷病人の対応状況、調整、国・県・市町村への報告、救急への通報（トリアージを行って順番に整理）	○	○
・ 避難所への避難後の体調不良者への配慮（短期間でのホテル、旅館への受け入れ調整）		○
・ 入浴の機会の確保（告知、人数、場所、時間など） （公衆浴場、スーパー銭湯、旅館、ホテル等の活用）		○
・ 自治体からのお知らせの周知	○	○
・ 被災者からの相談窓口の設置		○
・ 粉ミルクや液体ミルクの配布、おしめの配布等		○
・ 避難所と救護所との連携、相談、調整、病院や福祉施設等への斡旋等	○	○
・ DMAT、DPAT、JMAT 等の受入・調整	○	
・ 救護所の設置		○
・ ストーマ用装具等の配布等	○	○
・ 避難所における健康相談・健康観察		○
・ 医療救護活動を行う看護師等の派遣	○	○

2 炊出しその他による食品の給与

実施項目	県の業務	市町村の業務
・ 県・市町村の担当責任者の確定	○	○
・ 内閣府への特別協議の実施	○	
・ 備蓄食料の給与（救助法適用後）	○	○
・ 食料の調達（食用アレルギー用物資を含む。）	○	○
・ 調理を行う場合は、調理器具の設置、準備		○
・ プロパンガスの燃料の補充		○
・ アレルギー等の疾患者の把握、調整、報告、医師との調整	○	○
・ アレルギー等の疾患者への食事の提供		○
・ 妊産婦や乳幼児への食事の提供		○
・ 食料・お弁当の払出、日々管理及びその集計		○
・ 食物アレルギー用物資の対象者への配布		○
・ 食の質の確保		○

3 飲料水の供給

実施項目	県の業務	市町村の業務
・ 県・市町村の担当責任者の確定（関係部局への協力要請含む。）	○	○
・ 給水車の手配（国、他県、民間からの借受）	○	○
・ 飲料水の購入		○
・ 給水車を使用した給水活動		○
・ 給水箇所の整理・把握及び報告（救助法適用後）		○
・ 給水量の集計及び日々の管理・集計（救助法適用後）		○
・ 給水袋の調達、配付、配付数の管理（救助法適用後）		○

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

実施項目	県の業務	市町村の業務
・ 県・市町村の担当責任者の確定（関係部局への協力要請含む。）	○	○
・ 床上浸水以上の住家戸数の把握 （救助者の概ねの数量の把握することで、品目の調達の目処とする。）	○	
・ 給与又は貸与品目の決定	○	
・ 特殊品目、実施期間、購入額に係る内閣府への特別協議	○	
・ 販売・購入業者の決定（特命随契は避ける。）	○	
・ 生活必需品の給与又は貸与に関する相談窓口の設置		○
・ 各市町村の相談窓口連絡先を決定・報告	○	
・ 相談窓口の周知（停電であることを配慮した周知）	○	○
・ 申込用の様式の作成	○	
・ 被災者からの申込、受領、納品予定日のお知らせ		○
・ 発注、調達、給与、日々管理及び集計		○
・ 販売・購入業者への支払（負担行為、支出）		○

5-1 学用品(教科書)の給与

実施項目	県の業務	市町村の業務
・ 県・市町村の担当責任者の確定（教育委員会、学校長への協力要請含む。）	○	○（県立・私立学校を除く）
・ 給与又は貸与品目の決定	○	
・ 特殊品目、実施期間、購入金額に係る内閣府への特別協議	○	
・ 販売・購入業者の決定		○（県立・私立学校を除く）
・ 申込用の様式の作成、申込集計、発注、調達、給与、日々管理及び集計		○（県立・私立学校を除く）
・ 各学校から保護者に対して周知		○（県立・私立学校を除く）
・ 申込の受付、受領、品目等の確認		○（県立・私立学校を除く）
・ 給与品の発注		○（県立・私立学校を除く）
・ 給与品の配布 （配布の際は、個人情報などに配慮）		○（県立・私立学校を除く）
・ 給与品の精算処理（負担行為・支払）		○（県立・私立学校を除く）

5-2 学用品(教科書以外)の給与

実施項目	県の業務	市町村の業務
・ 県・市町村の担当責任者の確定（教育委員会、学校長への協力要請含む。）	○	○（県立・私立学校を除く）
・ 給与又は貸与品目の決定（運動靴等は高額なものは避ける。）		○（県立・私立学校を除く）
・ 特殊品目、実施期間、購入金額に係る内閣府への特別協議	○	
・ 販売・購入業者の決定		○（県立・私立学校を除く）
・ 申込用の様式の作成、申込集計、発注、調達、給与、日々管理及び集計		○（県立・私立学校を除く）
・ 各学校から保護者に対して周知		○（県立・私立学校を除く）
・ 申込の受付、受領、品目等の確認		○（県立・私立学校を除く）
・ 給与品の発注		○（県立・私立学校を除く）
・ 給与品の配布 （配配布の際は、個人情報などに配慮）		○（県立・私立学校を除く）
・ 給与品の精算処理（負担行為・支払）		○（県立・私立学校を除く）

以下は、被害認定基準に基づく全壊、大規模半壊、半壊による住宅において該当がある場合、必要に応じて事務委任を行うこととなる。

6 障害物の除去(半壊又は床上浸水した住家が対象)

実施項目	県の業務	市町村の業務
・ 県・市町村の担当責任者の確定（土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）	○	○
・ 内閣府への特別協議の実施	○	
・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置		○
・ 被災者からの申込関係様式の作成	○	
・ 被災者からの申込受付、受領、審査 （被災住家の障害物の状況の確認（写真等で確認も可））		○
・ 被災者への応急仮設住宅の併給ができないことや、作業前後を含め写真を撮影するなど十分な重要事項説明		○
・ 対応業者への業務内容の説明		○
・ 業者の選定、見積依頼、業者提出の見積書の確認		○
・ 被災者に対し、業者への障害物の除去依頼書の発行及び業者の発注依頼（請書の作成、交付）		○
・ 障害物の除去実施		○
・ 作業の完了確認、作業完了報告書の受領、検査調書の発行		○
・ 受注業者に対する負担行為・支払		○
・ 実施内容の資料の保管・管理		○
・ 除去した障害物の一時保管・処分に関すること		○

7 住宅の応急修理(準半壊、半壊、大規模半壊、全壊で応急仮設住宅に入居していない方の住居が対象) ※倉庫や駐車場等は対象外

実施項目	県の業務	市町村の業務
・ 県・市町村の担当責任者の確定（土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）	○	○
・ 内閣府への特別協議の実施	○	
・ 住宅の応急修理に関する相談窓口の設置 （障害物の除去と同一の相談窓口でも可）		○
・ 被災者からの申込関係様式の作成	○	
・ 被災者からの申込受付、受領、審査 （被災住家の状況の確認（写真等で確認も可））		○
・ 被災者への応急仮設住宅の併給ができないことや、施工前後を含め写真を撮影するなど十分な重要事項説明		○
・ 対応業者への業務内容の説明		○
・ 業者の選定、見積依頼、業者提出の見積書の確認		○
・ 被災者に対し、業者への住家の応急修理依頼書の発行及び業者の発注依頼（請書の作成、交付）		○
・ 住家の応急修理実施		○

・工事の完了確認、工事完了報告書の受領、検査調書の発行		○
・実施内容の資料の保管・管理		○
・受注業者に対する負担行為・支払		○

8 応急仮設住宅の供与（住宅が全壊した場合に2年間の供与が可能）

なお、就学や通学などの軽微な事情による住み替えは原則、認めていないことから
 応急仮設住宅を選定・供与する際は被災者の意向を踏まえて選定を行うこと。

実施項目	県の業務	市町村の業務
・県・市町村の担当責任者の確定（住宅部局への協力要請含む。）	○	○
・内閣府への特別協議の実施	○	
・応急仮設住宅（賃貸型）の家賃設定・決定 （関係団体に依頼して協力を得る。）	○	
・応急仮設住宅に関する相談窓口の設置 （障害物の除去、住宅の応急修理と同一の相談窓口でも可）		○
・不動産業者・企業等への協力要請（協定の有無によらない。）	○	
・契約要件・方法や手続方法等の決定	○	
・要件を踏まえた、被災者からの申込関係様式の作成	○	
・入居希望物件を被災者が自ら探すのか、県・市町村が探すのかを決定	○	
・被災者への応急仮設住宅の募集開始		○
・被災者の現況及び意向確認（家族構成、家賃額、高齢者・障害者の有無、通勤・通学の距離、ペット、駐車場など細かく確認）		○
・被災者の意向確定（申込内容の確認）		○
・被災者からの申込受付、受領、審査		○
・損害（火災）保険の契約（包括保険契約）の締結準備	○	
・コールセンター等が必要な場合はちんたい協会や不動産協会、宅建連等にも相談する。（別途、費用発生）	○	
・業者の選定、物件の選定、県・業者・被災者による契約書案（雛形）の作成・提示	○	
・契約の締結	○	
・入居者への鍵の引渡確認	○	
・賃料の負担行為・支払い	○	
・保険料の負担行為・支払い	○	
・仲介手数料の負担行為・支払い	○	
・入居管理、入居者からの退去申出書受理	○	
・解約に係る諸手続き	○	
・その他契約に係る諸事案への対応	○	○

【資料 8－1】

令和 年 月 日

配備体制別職員動員表（総括表）

（第 1 号様式）

職名	氏 名	性 別	電話番号	平常時通勤方法（車、 電車、自転車等）及び 通勤時間			非常時参集方法（徒歩、 自転車等）及び参集 時間			本部設置前		本部設置後			動員の区分 ・所属動員 ・直近動員
				通勤方法	時間	分	参集方法	時間	分	第一 配備	第二 配備	第三 配備	第四 配備	第五 配備 全員	
計	人									人	人	人	人	人	人

- （注）（１） 内容等に変更が生じた場合は、直ちに防災対策課を経由し、本部長に写しを提出する。
（２） 課内全職員を記入のこと。

第 配 備 体 制 分 掌 事 務

(第2号様式)

班 名	分 掌 事 務	職 名	氏 名	担 当 事 務	備 考

(注) 第1．第2．第3．第4．第5．まで5種類作成する。内容等に変更が生じた場合は、直ちに防災対策課を経由し、本部長に写しを提出する。

【資料 8－3】

令和 年 月 日現在

夜間休日等の勤務時間外の動員指令の伝達方法

資-108

※配備態勢順に伝達するように作成する。(注)内容等に変更が生じた場合は、直ちに防災対策課を経由し、本部長に写しを提出する。

【資料 8-4】

参集記録簿

整理番号

年 月 日

■災害対策部班名

対策部

班 (施設名:)

[illegible]

※参集後に各自が記入し、各部の庶務班がまとめること。

取扱上の注意 至急・重要		災害時受信・対応記録票			整理 No (※1)		GIS 入力
受信記録 (※2)		対策部・班名 () 受信者名 ()					要
受信日時		年 月 日 時 分					
通報者	氏名 (機関名)		TEL				不要
	住所	茂原市					
災害発生日時		年 月 日 時 分					重要度
災害発生場所 (※3)		茂原市 ※付近の目標()			地図	有・無	
受信 内 容	被害の 種別等	☐ 人的被害		☐ 死亡 ☐ 重傷 ☐ 軽傷 ☐ 行方不明			中
		☐ 建物被害	☐ 住家 ☐ 非住家	☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 液状化 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ※非住家建物名()			
		☐ 道路 ☐ 橋梁 被害		☐ 破損 ☐ 陥没 ☐ 冠水 ☐ 崩落 ☐ その他			低
		☐ その他被害等		☐ 文教施設 ☐ 病院・社会福祉施設 ☐ その他施設(公共・民間) ☐ ライフライン(電気・ガス・水道等) ☐ 河川(氾濫・損壊) ☐ 農地(田・畑) ☐ 土砂崩れ ☐ 火災 ☐ 津波 ☐ その他			
	具体的 な内容						
受信種別		☐ 問合せ ☐ 要請 ☐ 報告 ☐ 回答 ☐ 指示 ☐ その他					

対応記録 (※4・※5)	対策部・班名 ()	担当()	内線()	GIS 入力済
対応日時	年 月 日 時 分			
対応内容	☐ 報告受理のみ ☐ 以下のとおり対応する ＜対応済み・対応継続中＞			
処理完了日時 (※6)				
伝達種別 (※7)	☐ 要請・報告・指示・情報共有 ☐ その他()			
伝達先 (※7)	☐	☐		
	☐	☐		

【記載要領】

- ※1:総務対策部庶務班(情報整理番号付与担当)が番号を付ける。
- ※2:「受信記録」は、情報を受信した部班(総務対策部情報収集班・庶務班、各対策部班)が記載する。
□はチェックを入れる。不明のものは空欄にしておく。
- ※3:「災害発生場所」は該当する住所を記載する。また、出来る限り住宅地図を添付し、有に○を付す。
住宅地図が無い場合は、無に○を付す。
- ※4:「対応記録」の「対応部班名」は、総務対策部庶務班第1割振指揮担当)が記載する。
- ※5:「対応記録」は、対応すべき部班が記載する。
- ※6:「対応記録」において、対応継続中により「処理完了日時」が未記入の場合は、処理完了後に総務対策部庶務班に連絡すること。
- ※7:対応結果を他の部班及び関係機関等に伝達する必要がある場合は、「伝達種別」「伝達先」に記入する。「伝達先」には、該当する部班・関係機関名を全て記入する。□はチェックを入れる。

重要

何らかの対応を終えたら、災害対策本部事務局に戻してください。

【資料 8－6】

千葉県危機管理情報共有要綱

第一章 総則

第一節 目的、定義及び基準

（目的）

第一条 この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局又は千葉県国民保護等対策本部事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。

（用語の定義）

第二条 本要綱において使用する用語の定義は別表 1 のとおりとする。

（事案の定義及び基準）

第三条 本要綱による報告や情報共有を行う場合、情報を分類するために本部事務局は事案を定義する。定義を行う基準は別表 1 「事案登録基準」のとおりとする。

第二節 報告

（報告の種類と時期）

第四条 報告の種類と報告時期は別表 1 「報告の種類と時期」のとおりとする。

（報告方法）

第五条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステムを使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。

（情報の正確性）

第六条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。

第三節 情報共有

（対象範囲）

第七条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。

（情報の取扱）

第八条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。

（システムによる情報共有）

第九条 事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあっては電子メール、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。

（報道発表等による情報共有）

第十条 前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁 Web サイト、防災ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への情報提供を行う。

（個人情報保護に関する特例）

第十一条 この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により、本人以外から行うことができる。

第二章 事務局

第一節 体制

（情報共有に関する事務及びシステムの運用）

第十二条 情報共有に関する事務総括及びシステムの運用は情報班が行う。

（物資資源管理情報に関する事務）

第十三条 物資資源管理情報に関する情報共有は物資支援班が行う。

（避難所等情報に関する事務）

第十四条 避難所等情報に関する情報共有は被災者支援班が行う。

（システムのメンテナンス）

第十五条 情報の共有に使用するシステムのメンテナンスは通信システム班が行う。

第二節 情報収集

（システム、電話等）

第十六条 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部局及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。

（現地への職員の派遣）

第十七条 現地派遣班は、事務局長の指示により編成され、被災地に派遣されることで現地の情報を収集する。

（航空機）

第十八条 航空運用調整班は、緊急に情報を収集する必要がある場合、次の組織にヘリコプター等による空撮映像の配信を、各組織で定められた規定等に基づいて依頼する。

一 陸上自衛隊

二 海上自衛隊

三 千葉県警察本部

四 千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）

五 海上保安庁

六 その他

（その他の手段）

第十九条 情報班は、テレビ、インターネット、高所監視カメラその他のあらゆる手段を用いて必要な情報を収集する。

第三節 準用

（災害対策本部等設置前の対応）

第二十条 災害対策本部又は国民保護等対策本部が設置されない場合において、本要綱に事務局（事務局に置く各班を含む。）とあるものは、危機管理課と読み換えるものとする。

第三章 各部及び各支部

第一節 共通

(即時報告)

第二十一条 各部または各支部は、所管する課または出先機関について別表 1「報告の種類と時期」の即時報告に指定する情報のほか、庁舎の被災状況、職員の参集状況、参集時に覚知した情報等を事務局に報告する。

(随時報告)

第二十二条 各部または各支部は、別表 2、3 に規定する報告内容を覚知した場合は直ちに報告する。

第二節 各部

(報告内容)

第二十三条 各部で報告する内容とその所管課、指定様式は別表 2 のとおり。

第三節 各支部

(支部災害派遣職員)

第二十四条 各支部が派遣した災害派遣職員の得た情報は、随時事務局に報告する。

第四章 市町村等

第一節 体制

(情報の報告窓口)

第二十五条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。

第二節 報告

(報告様式)

第二十六条 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表 3 のとおり。

(認定のない情報の報告)

第二十七条 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。

(被害情報の認定)

第二十八条 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。

附 則

この要綱は、平成二十九年四月一日から施行する。

千葉県被害情報等報告要領は、平成二十九年三月三十一日をもって廃止する。

別表 1

用語の定義

用 語	定 義
報告	事務局（または危機管理課）が別表 2、3 に規定する組織から情報を受け取ること。
情報共有	事務局（または危機管理課）及び別表 2、3 に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。
システム	千葉県防災情報システムのこと。
事案登録	情報の報告、共有を行うために事案を分類し、定義すること。
事案登録基準	・ 県内で震度 4 以上の地震が発生した場合。 ・ 県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。 ・ 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。 ・ 市町村に災害対策本部が設置された場合。 ・ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると事務局が認めた場合。 ・ 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。 ・ 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。
報告の種類と時期	・ 【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告（各部、各支部及び市町村）。 ・ 【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・ 【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告（原則として午前 10 時及び午後 3 時時点での情報を 30 分以内）。 ・ 【平時報告】事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は危機管理課が別途指定する。
物資資源管理情報	災害その他の事案で使用する食糧、資機材等の情報及びそれらを集積、備蓄、配送するために必要な情報。 ・ 県備蓄倉庫（県有及び民間倉庫）の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 市町村の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 県及び市町村備蓄物資の品目及び数量。
避難所等情報	災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。 ・ 避難所の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 緊急避難場所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。

別表 2

各部局における報告一覧表

※印：参考様式【その他】を使用する。

所管課	報告内容	報告様式
学事課	各私立学校（園）に関する情報	※
水政課	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報（水道局管轄分を除く）。	参考様式 【水政課・水道局】
空港地域振興課	航空機事故、ゲリラ事件、航空機爆破予告・ハイジャック予告、落下物、石油パイプライン事故等。	※
交通計画課	県内鉄道の被害及び運行状況	参考様式 【交通計画課】
健康福祉政策課	部内各課が必要とする物資及び資機材情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）	※
医療整備課	DMAT の活動に関する情報	参考様式 【医療整備課 (DMAT)】
	病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報	参考様式 【医療整備課 (病院)】
薬務課	県の医薬品備蓄量、市町村の医薬品必要情報	参考様式 【薬務課】
大気保全課	大気汚染等事故情報、放射性物質事故情報、光化学スモッグ注意報等大気汚染緊急時情報、光化学スモッグ被害情報、東京湾沿岸広域異臭発生情報	参考様式 【大気保全課】
水質保全課	異常水質情報	参考様式 【水質保全課】
自然保護課	野鳥における高病原性鳥インフルエンザ情報	※
農林水産政策課	農林水産被害情報	参考様式 【農林水産部】
畜産課	急性悪性家畜伝染病発生情報	参考様式 【畜産課】

県土整備政策課	公共土木施設被害情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）	参考様式 【県土整備部】
道路環境課	道路被害情報及び通行規制情報	参考様式 【県土整備部】
河川環境課	水防・土砂災害情報	参考様式 【県土整備部】
港湾課	港湾施設被害情報	参考様式 【県土整備部】
下水道課	下水道施設被害情報	参考様式 【県土整備部】
水道局	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報及び応急給水資機材情報（水道局管轄分）	参考様式 【水政課・水道局】
病院局	県立病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報	※
教育庁	文教施設被害及び公立学校の避難所状況（千葉市立を除く公立小・中・高・特別支援学校）	※
関係課	消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	消防庁様式 （災害即報 4号様式）

別表 3

市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 1 (人的被害)
住家等被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 2 (住家等被害)
交通規制・道路被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 3 (交通規制・道路被害)
その他の被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 4 (その他の被害)
避難勧告等に関する情報	市町村	様式 5 (避難勧告等)
物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	市町村	消防庁様式 (災害即報 4 号様式)

整理 番号	管轄市町村	管轄消防	覚知時刻	発生時刻	発生住所	年齢	性別	国籍	程度	傷病名	搬送先	状況	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																

※不明箇所は不明と記入して報告する。

※中等症の被害者の程度は、認定基準で判断できない場合、軽傷として扱う。

【資料8－8】

住家等被害に関する状況

1 住家被害に関する状況(損壊)

様式2-1

整理 番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	破損箇所及び被害の詳細	報道への公表区 分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										

※ガラスが数枚割れた程度の被害は報告不要(一部破損ではない)

2 住家被害に関する状況(浸水被害)

様式2-2

整理 番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	対処状況	備 考	報道への公 表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

3 非住家被害に関する状況

様式2-3

整理 番号	住所	種別	名称	程度	破損箇所及び被害の詳細	備 考	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

整理 番号	路線名	区間・場所	道路被害	交通規制	理由	規制(報告)開始		迂回路	規制延長 (km)	規制解除(予定) (復旧見込み)		備 考	管理者	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告。

※道路被害や交通規制の理由で土砂が原因の場合、地滑りと分かれば「地滑り」、土砂の流出が崖地であれば「がけくずれ」、それ以外の場合は「土砂崩れ」としてください。

※道路被害は、土砂や倒木で路面が覆われているうちは「不明」、撤去後に道路に穴が空けば「道路陥没」、その他は状況に応じて記載してください。

※交通規制を伴わない道路被害に関しても報告する。(例)道路の縁が崩れた、もしくは土砂が被ったものの、規制は不要な場合。

※道路被害を伴わない交通規制に関しても報告する。(例)道路冠水や倒木による道路規制。

※「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

整理 番号	事案名	覚知時刻	発生時刻	発生住所	事案の状況	備 考	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告する。

【資料8－10】

その他の被害に関する状況

様式4

整理 番号	事案名	覚知時刻	発生時刻	発生住所	事案の状況	備 考	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
----------	-----	------	------	------	-------	--------	--------------	------	-------	-----

※二次被害の恐れがある情報、報道機関が大きく取り上げる可能性があるなど、社会的影響の大きな事案について記載する。

【資料8－11】

避難指示等発令状況

様式5

整理 番号	避難指示等発令区分	発令時刻	解除時刻	対象市町村	対象地域	対象世帯数	対象人数	発令理由	報告者名	報告者所属	連絡先
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

※対象世帯数及び人数は、正確な把握ができない場合はおよその数値で良い。

1 保有備蓄物資一覧

様式6－1

No	市町村	品目	数量	単位	1梱包単位の容積			1梱包単位の 入数	1梱包単位の重 量(kg)	保管箇所数
					たて(mm)	よこ(mm)	高さ(mm)			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

2 集積拠点候補地

様式6-2

※緯度経度は10進法により小数点以下7桁まで入力。

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	電話	有効面積 (㎡)	屋根	荷役 機械	大型(10t) 進入可否	受入人数	官／民
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

【資料8－13】

避難所等情報

1 避難所情報

様式7-1

※緯度経度は10進法により小数点以下7桁まで入力。

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	管理者	管理担当	電話	有効面積 (㎡)	想定収容 人数	指定 避難所	福祉 避難所	構造条件			立地条件				交通 条件	耐震性	耐火 性	非構造 部材の 耐震化	備蓄物資														
													出入口	トイレ	水道	洪水浸水 範囲あり 無	全戸設置 非常用電源 あり 無	全戸設置 非常用照明 あり 無	全戸設置 非常用トイレ あり 無					食料(食)	飲料(L)	毛布(枚)	トイレ(基)	紙おむつ (枚)	生活用品 (個)	マスク(枚)	手指消毒液	自家発電装置	非常用発電機	衛星電話	燃料	生活用水		
1																																						
2																																						
3																																						
4																																						
5																																						
6																																						
7																																						
8																																						
9																																						
10																																						

2 避難所開設情報

様式7-2

No	市町村	施設名	住所	電話	有効面積 (㎡)	収容可能 人数	現避難数		延べ避難数		不足物資	開設日時	閉鎖日時
							世帯数	人数	世帯数	人数			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

【資料8－14】

消防庁様式

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他																			
出 火 場 所																				
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	<table border="0"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>(鎮 圧 日 時)</td> <td>(月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>鎮 火 日 時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	(鎮 圧 日 時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分													
月 日 時 分	(鎮 圧 日 時)	(月 日 時 分)																		
(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分																		
火元の業態・ 用 途	事 業 所 名 (代表者氏名)																			
出 火 箇 所	出 火 原 因																			
死 傷 者	<table border="0"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の生じた 理 由</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>負傷者 重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた 理 由		負傷者 重症	人	中等症	人	軽症	人									
死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた 理 由																		
負傷者 重症	人																			
中等症	人																			
軽症	人																			
建 物 の 概 要	<table border="0"> <tr> <td>構造</td> <td>建築面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>階層</td> <td>延べ面積</td> <td>m²</td> </tr> </table>	構造	建築面積	m ²	階層	延べ面積	m ²													
構造	建築面積	m ²																		
階層	延べ面積	m ²																		
焼 損 程 度	<table border="0"> <tr> <td rowspan="4">焼損 棟数</td> <td>全 焼</td> <td>棟</td> <td rowspan="4">} 計 棟</td> <td rowspan="4">焼 損 面 積</td> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>半 焼</td> <td>棟</td> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>部分焼</td> <td>棟</td> <td>林野焼損面積</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>ぼ や</td> <td>棟</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	焼損 棟数	全 焼	棟	} 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²	半 焼	棟	建物焼損表面積	m ²	部分焼	棟	林野焼損面積	ha	ぼ や	棟		
焼損 棟数	全 焼		棟	} 計 棟			焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²											
	半 焼		棟					建物焼損表面積	m ²											
	部分焼		棟					林野焼損面積	ha											
	ぼ や	棟																		
り 災 世 帯 数	世帯	気 象 状 況																		
消 防 活 動 状 況	<table border="0"> <tr> <td>消防本部 (署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他 (消防防災ヘリコプター等)</td> <td>台・機</td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部 (署)	台	人	消 防 団	台	人	その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人										
消防本部 (署)	台	人																		
消 防 団	台	人																		
その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人																		
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況																				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況																				
その他参考事項																				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			重 症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)	台 人	
			消 防 団	台 人	
			消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人	
			海 上 保 安 庁	人	
			自 衛 隊	人	
	そ の 他	人			
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 { 重 症 人 (人) 中等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区 分				被 害		区 分				被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都道府県	市町村		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		そ	田	流失・埋没	ha		公 立 文 教 施 設	千円		災 害 救 助 法	適用市町村名	計	団体					
	第 報	(月 日 時現在)			畑	冠 水	ha		農 林 水 産 業 施 設	千円									
						流失・埋没	ha		公 共 土 木 施 設	千円									
						冠 水	ha		そ の 他 の 公 共 施 設	千円									
報 告 者 名			の	他	文 教 施 設	箇所		小 計	千円		団 体								
区 分	被 害	病 院			箇所		公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体											
		道 路			箇所		そ の 農 業 被 害	千円											
		橋 り よ う			箇所		林 業 被 害	千円											
		河 川			箇所		畜 産 被 害	千円											
		港 湾			箇所		水 産 被 害	千円											
		砂 防			箇所		商 工 被 害	千円											
		清 掃 施 設			箇所														
		崖 く ず れ			箇所		そ の 他	千円											
		鉄 道 不 通			箇所														
		被 害 船 舶 隻					被 害 総 額	千円		119番通報件数		件							
		水 道 戸					災害の概況												
		電 話 回 線 戸																	
		電 気 戸																	
ガ ス 戸			応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)														
ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所																		
住 家 被 害	全 壊	棟		他	り 災 世 帯 数	世帯		自衛隊の災害派遣	その他										
		世帯																	
		人																	
		半 壊	棟																
一 部 破 損	世帯		り 災 者 数	人															
	人																		
	棟																		
	床 上 浸 水	棟																	
床 下 浸 水	世帯		火 災 発 生	建 物 件															
	人																		
	棟																		
	公 共 建 物	棟																	
非 住 家	そ の 他	棟		そ の 他 件															

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

【資料 8－15】 公共的団体等への協力依頼文書

年 月 日

様

茂原市長

印

災害応急対策活動・復旧活動への協力のお願いについて

今般の災害に係る災害応急対策活動・復旧活動について、下記のとおりご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 協力を必要とする理由
- 2 従事場所
- 3 作業内容
- 4 人 員
- 5 従事時間
- 6 集合場所
- 7 その他参考となる事項

【資料 8－16】 県への応援要請文書

(災害対策基本法第68条に基づく県への応援の要求)

年 月 日

千葉県知事

様

茂原市長

印

災害対策基本法第68条に基づく応援の要求について

標記について、下記のとおり応援を要求します。

記

- 1 災害の状況
- 2 応援（応援措置の実施）を要請する理由
- 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援（応援措置の実施）を必要とする場所
- 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- 6 その他必要な事項

【資料 8－17】 自衛隊への災害派遣要請関係文書

（その 1 災害派遣要請依頼文書）

		第	号
		年	日
		月	
千葉県知事			
	様		
		茂原市長	印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）			
このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の災害派遣の要請を、下記のとおり依頼します。			
記			
1 災害の情况及び派遣を要請する事由			
（1）災害の状況			
（2）派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
（1）活動希望区域			
（2）活動内容			
4 その他、参考となるべき事項			

(その2 災害派遣部隊の撤収依頼文書)

		第	号
		年	日
		月	
千葉県知事			
様			
		茂原市長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）			
年 月 日付第 号で依頼したこのことについては、下記の とおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。			
記			
1	撤収日時	年 月 日 時 分	
2	撤収理由		
3	その他必要事項		

【資料 8－18】

避難所記録簿（避難者カード）

※太枠の中を記入してください。変更が生じた場合は申し出てください。

整理 番号	
----------	--

避難所名		入所年月日 時 間		令和 年 月 日 時 分		
住所				☐ 市内在住 ☐ 市外在住	所 属 自治会等	
電話	自宅： () 携帯： ()					
この避難所にいる家族	連絡代表者	ふりがな 氏 名	続柄	年齢	性別	健康状態等
			—		☐ 男 ☐ 女	☐ 良好 ☐ けが ☐ 病気 ☐ アレルギー () ☐ 要配慮 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)
	2				☐ 男 ☐ 女	☐ 良好 ☐ けが ☐ 病気 ☐ アレルギー () ☐ 要配慮 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)
	3				☐ 男 ☐ 女	☐ 良好 ☐ けが ☐ 病気 ☐ アレルギー () ☐ 要配慮 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)
	4				☐ 男 ☐ 女	☐ 良好 ☐ けが ☐ 病気 ☐ アレルギー () ☐ 要配慮 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)
	5				☐ 男 ☐ 女	☐ 良好 ☐ けが ☐ 病気 ☐ アレルギー () ☐ 要配慮 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)
	6				☐ 男 ☐ 女	☐ 良好 ☐ けが ☐ 病気 ☐ アレルギー () ☐ 要配慮 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)
避難所にはいない家族	7				所在 → ☐ 自宅 ☐ 職場 ☐ その他 () ☐ 不明	
	8				所在 → ☐ 自宅 ☐ 職場 ☐ その他 () ☐ 不明	
	9				所在 → ☐ 自宅 ☐ 職場 ☐ その他 () ☐ 不明	
	10				所在 → ☐ 自宅 ☐ 職場 ☐ その他 () ☐ 不明	
避難手段		☐ 徒歩 ☐ 自転車・オートバイ ☐ 自動車 (車種： No：)				
家屋被害		☐ 被害あり ☐ 被害なし ☐ 不明		ペット 同行避難	☐ 有 (種類：) ☐ 無	
緊急連絡先 (親族など)		住所： 氏名： (続柄：) 電話： ()				
特記事項 (病気等の留意点、資格、車両避難など)			☐ 車両避難			
安否の問合せがあった場合、住所・氏名を公表してもよいですか？					☐ はい ☐ いいえ	

(退去時記入欄)

退所年月日 時 間		令和 年 月 日 時 分	
連絡先	☐ 自宅 ☐ 親族・友人宅 ☐ 仮設住宅 ☐ その他	住所： 氏名： 電話： ()	

在宅者用

避難所記録簿（避難者カード）

※太枠の中を記入してください。変更が生じた場合は申し出てください。

整理
番号

避難所名		受付年月日 時 間		令和 年 月 日 時 分		
住所					所 属 自治会等	
電話	自宅： ()		携帯： ()			
自宅にいる家族	連絡代表者	ふりがな 氏 名	続柄	年齢	性別	健康状態等
			—		☐ 男 ☐ 女	☐ 良好 ☐ けが ☐ 病気 ☐ アレルギー () ☐ 要配慮 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)
	2				☐ 男 ☐ 女	☐ 良好 ☐ けが ☐ 病気 ☐ アレルギー () ☐ 要配慮 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)
	3				☐ 男 ☐ 女	☐ 良好 ☐ けが ☐ 病気 ☐ アレルギー () ☐ 要配慮 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)
	4				☐ 男 ☐ 女	☐ 良好 ☐ けが ☐ 病気 ☐ アレルギー () ☐ 要配慮 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)
	5				☐ 男 ☐ 女	☐ 良好 ☐ けが ☐ 病気 ☐ アレルギー () ☐ 要配慮 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)
	6				☐ 男 ☐ 女	☐ 良好 ☐ けが ☐ 病気 ☐ アレルギー () ☐ 要配慮 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)
自宅にいない家族	7				所在 → ☐ 職場 ☐ その他 () ☐ 不明	
	8				所在 → ☐ 職場 ☐ その他 () ☐ 不明	
	9				所在 → ☐ 職場 ☐ その他 () ☐ 不明	
	10				所在 → ☐ 職場 ☐ その他 () ☐ 不明	
避難所への移動手段、距離		☐ 徒歩 ☐ 自転車・オートバイ ☐ 自動車 (距離： Km)				
家屋被害		☐ 被害あり ☐ 被害なし ☐ 不明				
特記事項 (病気等の留意点、資格など)						

(被災地域からの転出時記入欄)

転出年月日 時 間		令和 年 月 日 時 分	
連絡先	☐ 自宅 ☐ 親族・友人宅 ☐ 仮設住宅 ☐ その他	住所： 氏名：	電話： ()

【資料 8－19】

避難者名簿

避難所名			開設期間		令和 年 月 日 時から		
					令和 年 月 日 時まで		
番号	住 所	(上段にふりがな) 氏 名	年齢	性別	入所日時	退所日時	備 考
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	
					日 時 分	日 時 分	

【資料 8—20】

避難所物資受払い記録簿

品 名 ()

[illegible]

【資料 8－21】緊急通行車両等確認申出書

別記様式第 3（第 6 条関係）

		年 月 日
知事・公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

台帳No.

記入責任者

被災者台帳

年 月 日災害

罹災証明No. 被災証明No.

資-144

被災場所	茂原市 (マンション等の名称)						
	連絡先:() -						
	続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	通学先(学年)等	被害の状況
	世帯主		男・女	T S H R			☐ 死亡 ☐ 行方不明 ☐ 重傷 ☐ 軽傷
			男・女	T S H R			☐ 死亡 ☐ 行方不明 ☐ 重傷 ☐ 軽傷
			男・女	T S H R			☐ 死亡 ☐ 行方不明 ☐ 重傷 ☐ 軽傷
			男・女	T S H R			☐ 死亡 ☐ 行方不明 ☐ 重傷 ☐ 軽傷
被害状況	所有関係	☐ 持家 ☐ 借家(所有者名) ☐ 貸家 ☐ その他()					
	罹災程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない(一部損壊) ☐ 全焼 ☐ 半焼 ☐ 部分焼 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水					
救助等	☐ 避難所 ☐ 応急仮設住宅 / ☐ 食品給与 ☐ 飲料水 ☐ 生活必需品 / ☐ 医療 ☐ 助産 / ☐ 住宅応急修理 ☐ 学用品 / ☐ 埋葬 ☐ 遺体の検索 ☐ 遺体処理 / ☐ 障害物の除去 / ☐ その他 ()						
救済等	☐ 災害弔慰金の支給 ☐ 災害障害見舞金の支給 ☐ 災害援護資金貸付 ☐ 生活福祉資金貸付 ☐ 市災害見舞金の支給 ☐ 義援金の配布 ☐ 市税等の減免 ☐ その他 ()						
【特記事項】							

罹 災 証 明 書

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯構成員 (希望者のみ記載)	氏 名	続柄	氏 名	続柄

罹災原因	
------	--

被災住家※の 住所地	
住家※の被害の 程度	
備 考	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法における住宅の応急修理等の対象となる住家)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

茂証第 号

年 月 日

茂原市長

【資料 8－25】 被災証明願・被災証明書

被災証明願

年 月 日

(あて先) 茂原市長

住所
申請者
氏名
電話

次のとおり被害を受けたことを証明願います。

- 1 被災場所 茂原市
- 2 被災原因
- 3 被災状況

上記のとおり相違ないことを証明する。

茂 証 第 号
年 月 日

茂原市長

印